

○給与に関する条例

制 定 昭 34. 3. 26 条例 8

最近改正 令 5. 3. 29 条例 8

第 1 章 総 則

(諸給与の支給)

第 1 条 この組合の諸給与は、特別の規定があるものを除いてこの条例に定めるところにより支給する。

(給与の種類)

第 2 条 この条例に基づく給与の種類は、次のとおりとする。

- (1) 議員に対する給与、報酬、費用弁償、期末手当
- (2) 各種委員等に対する給与 報酬、費用弁償
- (3) 水防団員に対する給与 報酬、費用弁償
- (4) 地方自治法第 207 条の該当者に対する給与 実費弁償
- (5) 常勤の職員に対する給与 給料、扶養手当、地域手当、住居手当、
時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、通勤手当、管
理職手当、特殊勤務手当、期末手当、勤勉手当
- (6) 休職者に対する給与 給料、扶養手当、地域手当、住居手当

(報酬、給料の支給方法等)

第 3 条 新たに職に就いた者に支給すべき諸給与は、議会議員にあっては
当選告示の日から、その他の者にあっては就職の日から起算し、日割計
算の方法によって算定する。

2 給与額の増額又は減額等の場合は、発令の日より計算する。ただし、辞令
を用いないものについては、特別な場合を除き、管理者においてその起算日
を定める。

(支給定日外の支給)

第 4 条 年額又は月額をもって定める給与を受ける者が給与の支給定日後
に、新たに職に就いた場合の給与又は給与額に異動を生じた場合の給与
は、その月内に支給又は戻入する。

- 2 廃職、退職、休職及び死亡のときは、当月分の全額を支給する。
- 3 懲戒処分又は分限処分（管理者の定める事由によるものに限る。）により離職したときは、その日までの給料を支給する。
- 4 離職した職員又は常勤の特別職に属する者が即日又はその翌日職員となった場合の給料については、引き続き在職するものとみなす。

（給与の日割計算）

第5条 日割計算を要する給与額の算定は、その月の給与額に給与すべき期間の日数からその間の日曜日の数を差引いて先乗し、この額をその月の暦日数から日曜日の数を差引いた日数で後除する。ただし、この場合において円位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。

（1時間当たりの給与額）

第6条 給与1時間当たりの額は、1週間当たりの勤務時間に12分の52を乗じたもので除した額とする。ただし、その額に円位未満の端数を生じるときは、これを四捨五入する。

（時間給の端数の計算）

第7条 時間によって計算される給与については、1時間に満たない端数のある場合は、30分未満を切捨て30分以上を1時間に切上げて計算する。

（死亡者に対する諸給与の支給）

第8条 死亡者に対する諸給はその遺族に支給する。

- 2 遺族の順位は、職員の退職手当に関する条例の例による。

第2章 議員の給与

（報酬）

第9条 議員の報酬は、次のとおりとする。

議	長	年額	101,000円			
副	議	長	年額	94,000円		
常	任	委員	長	年額	90,000円	
常	任	副	委員	長	年額	88,000円
議	員	年額	82,000円			

- 2 前項の報酬は、併給しない。

（費用弁償）

第 10 条 議員が公務のために旅行したときは、その費用弁償として、旅費に関する条例の定めるところにより旅費を支給する。

(支給日等)

第 11 条 報酬は、年 4 期に分ち、各期の最終の月に当該期の合計額を支給する。ただし、受給者より請求が合った場合、その経過した月までの給与額については、この限りでない。

2 前条の費用弁償は、勤務の都度支給する。

(期末手当)

第 12 条 6 月又は 12 月に在職する議員には、別に条例の定めるところにより期末手当を支給することができる。

第 3 章 各種委員等の給与

(報酬)

第 13 条 監査委員及び公平委員会の委員その他これに準ずる委員等に対しては、予算の範囲内で、管理者の定める額の報酬を支給する。

(費用弁償)

第 14 条 前条の委員等が公務のため旅行したときは、その費用弁償として、旅費に関する条例の定めるところにより旅費を支給する。

(支給日等)

第 15 条 第 13 条に定める報酬は、勤務の都度支給する。

第 4 章 水防団員の給与

(団員報酬)

第 16 条 水防団長及び団員（以下「団員」という。）の報酬は、次のとおりとする。

水防団長	年額	101,000 円
同副団長	年額	88,000 円
同分団長	年額	71,000 円
同本部付部長	年額	71,000 円
同副分団長	年額	27,000 円
同分団部長	年額	9,900 円
同分団班長	年額	6,700 円

同 班 員 年 額 4,200 円

2 前項の報酬は、併給しない。

(費用弁償)

第 17 条 団員が公務のため旅行したときは、その費用弁償として旅費に関する条例の定めるところにより旅費を支給する。

2 団員が水防のため出務したときは、その費用弁償として、日額 6,500 円（8 時間勤務の場合）の範囲において次の各号により算出した額を支給する。

(1) 1 日のうち最初の出務に対しては、4 時間以内につき、4,100 円を支給する。

(2) 出務時間が 4 時間を超えるときは、その超える時間が 1 時間を増す毎に 600 円を加給する。

3 団員が水防訓練に出務したときは、その費用弁償として 1 回につき 6,500 円を支給する。

4 団員が水防作業に従事したときは、その費用弁償として 1 日につき 1,300 円の範囲内において次の各号により算出した額を支給する。

(1) 1 日のうちその最初の作業に対しては、2 時間以内につき 550 円を支給する。

(2) 作業時間が 2 時間を超えるときは、その超える 1 時間を増す毎に 250 円を加給する。

5 洪水、津波又は高潮防御のため午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間（以下本条中深夜という。）水防に出務したときは、1,800 円の範囲内において、次の各号により算出した額を支給する。

(1) 深夜の出務のうちその最初の 2 時間以内につき 550 円

(2) 深夜の出務が 2 時間を超えるときは、その超える時間が 1 時間を増す毎に 250 円

6 第 2 項、第 4 項及び第 5 項に規定する費用弁償は、併給することができる。

(支給日等)

第 18 条 団員の報酬及び費用弁償の支給方法並びに支給日については、第 11 条に定めるところによる。ただし、分団部長、同班長及び班員の報酬

については、当該年度分を年度最終の月に支給する。

- 2 前項の規定にかかわらず、受給者より請求があった場合、その経過した月までの給与額については、この限りでない。

第5章 出頭者等の実費弁償

(実費弁償)

第19条 地方自治法第207条に該当する出頭者等並びに管理者の指定する者がその用務のために要した経費については、その実費を弁償する。

- 2 実費の計算及び支給方法等については、管理者において決定する。

第6章 常勤職員の給与

(給料の支給)

第20条 職員には、所定の勤務時間による勤務に対し、その者の職務と責任に応じて給料を支給する。

(職務の級、号級、給料額)

第21条 職員の給料は、給料表(別表)に定めるところによる。

- 2 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを給料表に定める職務の級に分類するものとしその分類の基準となるべき職務内容は、管理者において定める。

(初任給、昇格、昇給等の基準)

第22条 職員の職務の級は、前条第2項の規定に基づく分類の基準に適合するよう管理者において決定する。

- 2 新たに給料表の適用を受ける職員となった者の号級は、管理者において決定する。
- 3 職員の昇給は、管理者が定める日に、管理者が定める期間における当該職員の勤務成績に応じて行うものとする。
- 4 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、前項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の号級の号給数を4号給とすることを標準として、管理者が定める基準に従い決定するものとする。
- 5 管理者が定める年齢を超える職員に対する前項の規定の適用については、同項中「4号給」とあるのは「4号給以内で管理者が定める号給数」

とする。

- 6 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。
- 7 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。
- 8 第3項から前項までに規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、管理者が定める。
- 9 地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の給料月額を定める規定にかかわらず、同表の規定による定年前再任用短時間勤務職員の基準給料月額のうち、第1項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、算出率（その者の1週間当たりの勤務時間を管理者が定める常勤の職員の1週間当たりの勤務時間で除して得た数をいう。以下同じ。）を乗じて得た額とする。
- 10 大和川右岸水防事務組合一般職の任期付職員の採用に関する条例（令和2年大和川右岸水防事務組合職員条例第1号）第2条に規定により採用された職員（以下「一般任期付職員」という。）の給与月額は、給料表に掲げる一般任期付職員の給与月額のうち、その者の属する級に応じた額とする。

（特別職の職員の給料）

第23条 管理者、副管理者等の特別の職にある者のうち常勤の職員の給料については、他に別段の定めあるものを除き給与に関する条例第21条第1項に規定する給料表の適用を受ける者の例に準じ管理者が定める。

- 2 前項の職員に対して、給料のほか、他の常勤の職員に対して給与せられる手当を支給することができる。
- 3 第1項の職員が任期満了その他の事由により離職した場合において、離職した月に再任されたときは、給料の支給については、引続き在職するものとみなす。
- 4 第1項の職員が離職した月に他の職員となった場合でも、又は一般職に属する者が離職した月に第1項の職員となった場合においても、その月分の給料その他の給与を重複して支給しない。

(日給者の給料)

第 24 条 日給は、執務の日数によって支給する。ただし、休日の前後の日を病気若しくは私事故障により執務しないときは、その休日の給料は支給しない。

(給料の減額)

第 25 条 職員が所定の勤務日又は勤務時間中に勤務しないときは、その勤務しないことにつき管理者の承認があった場合を除くほか、その勤務しない1日又は1時間につき、勤務1日又は1時間当りの給料額をその者に支給すべき給料の額から減額する。

2 前項の承認があった場合でも、負傷又は疾病（公務上のもの及び通勤によるものを除く。）のため勤務しない日が引き続き90日を超えるに至った日以後においては、その職員に支給すべき給料の額は、給料月額額の100分の50とする。

(給料の減額の特例等)

第 26 条 職員が所定の勤務日又は勤務時間中に勤務しないことについての、前条第1項に規定する管理者の承認は、次に掲げる期間又は時間について行うものとする。

- (1) 大和川右岸水防事務組合職員の就業に関する条例（昭和36年条例第8号。以下「就業条例」という。）第13条の2に規定する時間外勤務代休時間に指定された期間又は時間
- (2) 就業条例第16条に規定する年次休暇を与えられた期間又は時間
- (3) 定期的な診断又は治療を受けることが生命の維持のために必要であると管理者が認める場合に与えられる病気休暇（就業条例第17条の2に規定する病気休暇をいう。以下同じ。）又は学校保健安全法施行規則（昭和33年文部省令第18号）第18条に規定する感染症（同条第1項第3号に掲げる感染症を除く。）に係る療養のための病気休暇を与えられた期間
- (4) 開始の日から終了の日までの期間が14日を超える病気休暇を与えられた期間
- (5) 前2号に定める病気休暇以外の病気休暇を与えられた期間のうち、当

該病気休暇の開始の日から起算して3日（所定の勤務日に限る。）を経過する日までの期間を除く期間

- (6) 就業条例第18条に規定する特別休暇（大和川右岸水防事務組合職員の就業に関する条例施行規則（平成11年規則第1号。以下「就業規則」という。）第6条第1項第13号に該当する場合に与えられる特別休暇を除く。）を与えられた期間又は時間（就業規則第6条第1項第7号に該当する場合に与えられる特別休暇にあつては、年13回を限度として1回につき当該特別休暇を与えられた期間のうち2日以内の部分の期間）
- (7) 職務に専念する義務の特例に関する条例（平成19年条例第5号）の規定により職務に専念する義務を免除される場合における当該免除される期間又は時間
- (8) 前各号に掲げるもののほか、管理者が定める期間又は時間

2 病気休暇の終了の日の翌日から他の病気休暇の開始の日の前日までの期間（以下「休暇間の期間」という。）において実際に勤務した日がない場合であつて、かつ、それぞれの病気休暇が同一の負傷又は疾病によるものであるときは、前項第4号及び第5号の規定にかかわらず、これらの病気休暇が与えられた期間を引き続いた1の病気休暇が与えられた期間とみなし、その期間の初日から起算して3日（所定の勤務日に限る。）を経過する日までの期間（以下この項において「最初の3日間」という。）（この項の規定により1の病気休暇が与えられた期間とみなされるそれぞれの病気休暇のうちに14日を超える病気休暇がある場合で、かつ、最初の3日間に当該病気休暇の一部の期間が含まれるときにおける当該一部の期間を除く。）を除く期間について、前項に規定する管理者の承認を行うものとする。

（病気休暇の日数の計算方法）

第26条の2 病気休暇の開始の日から当該病気休暇の終了の日までの期間の日数を病気休暇の日数とし、休暇間に期間の日数が1年に満たない場合（これらの病気休暇が同一の疾病によるものであることその他の管理者が定める要件を満たす場合を除く。）には、これらの病気休暇は引き続いたものとする。この場合において、休暇間の期間において実際に勤務した日がないときは、休

暇間の期間（就業規則第6条第1項第6号若しくは第6号の2に該当する場合に与えられる特別休暇を与えられた期間又は公傷病のため勤務に服することができない期間を除く。）の日数を引き続いた病気休暇の日数に算入する。

第27条 第25条により減給の者が廃職、退職、休職又は死亡のときは、その減給せられた当月分の全額を支給する。

第28条 第25条第1項に規定する勤務1日当たりの給料額は、給料の額をその月の現日数から勤務を要しない日の日数を差し引いた日数で除した額とする。

2 第25条第1項に規定する勤務1時間当たりの給料額は、給料月額を1週間当たりの勤務時間に12分の52を乗じたもので除した額とする。

（給料、手当等の支給日）

第29条 次の各号に掲げる職員の給料、手当等は、特別の事情のない限り、毎月17日に支給する。ただし、その日が土曜日に当たるときはその前日に、日曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第2条に規定する国民の祝日（以下「祝日」という。）に当たるときはその翌日に、日曜日でその翌日が祝日に当たるときはその前々日に支給する。

(1) その月分の給料、扶養手当、管理職手当、地域手当、住居手当及び通勤手当

(2) 前月分の宿日直手当、時間外勤務手当及び特殊勤務手当

（扶養手当）

第30条 扶養親族のある職員には、扶養手当を支給する。

2 扶養親族とは次に掲げる親族で、職員と生計を一にし、かつ、主としてその職員の収入により生計を維持する者をいう。

(1) 配偶者（届出をしない事実上婚姻同様の関係にある者を含む。以下同じ。）

(2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子

(3) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

(4) 60歳以上の父母及び祖父母

(5) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

(6) 心身に著しい障害がある親族

3 扶養親族たる子で15歳に達する日後の最初の4月1日以降にあるもの（以下「特定扶養親族たる子」という。）がいる場合における扶養手当の月額、第31条の規定にかかわらず、6,000円に当該特定扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同条の規定による額に加算した額とする。

第31条 扶養手当の月額は、扶養親族たる配偶者、父母等については1人に月6,500円（その職務が6級であるもの（以下「6級職員」という。）にあつては、3,500円）、前条第2項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円とする。

第32条 新たに職員となったものに扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を管理者に届け出なければならない。

- (1) 新たに扶養親族たる要件を具備するにいたった者がある場合
- (2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は第30条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）

第33条 扶養手当は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においては、その職員となった日から、扶養親族たる配偶者、父母等で前条の規定による届出に係るものがある6級職員が6級職員以外の職員となった場合又は職員に同条第1号に該当する事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌日から、特定扶養親族たる子でない者が特定扶養親族たる子となった場合においては、その事実が生じた日の属する月（その者の誕生日が4月1日であるとき又は扶養親族たる子でない者が特定扶養親族となったときはその事実が生じた日の属する月の翌日）からその支給を開始し、又はその支給額を改定する。

ただし、新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に同条第1号に該当する事実が生じた場合において、その届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後においてなされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月からその支給を開始し、又はその支給額を改定する。

2 扶養手当は、扶養親族たる配偶者、父母等で前条の規定による届出に係る

ものがある職員で6級職員及び6級職員以外のものが6級職員となった場合又は職員に扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合においては、その事実が生じた日（第30条第2項第2号、第3号又は第5号に該当する扶養親族（その誕生日が4月1日であるものを除く。）が扶養親族たる要件を欠くに至った場合においては、その事実が生じた日の前日）の属する月をもって支給を終り、又は当該月の翌月から支給額を改定する。

（地域手当）

第34条 職員には地域手当を支給する。

2 地域手当の月額、給料、扶養手当及び管理職手当の月額の合計額の100分の16とする。

（住居手当）

第35条 住居手当は、自ら所有するため住宅（貸間を含む。）を借り受け、月額10,000円を超える家賃を支払っている職員に対して支給する。ただし、管理者が定める職員については、この限りでない。

2 住居手当の月額は、28,000円を超えない範囲内において管理者が定める。

（時間外勤務手当）

第36条 所定の勤務時間外の時間に勤務することを命ぜられて勤務した職員には、勤務1時間につき勤務1時間当たりの給与額に所定の勤務時間以外の時間にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150まで（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、100分の100から100分の150まで）の範囲内において管理者が定める割合、その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

（1）所定の勤務時間が割り振られた日における勤務

（2）前号に掲げる勤務以外の勤務

2 前項の規定にかかわらず、就業条例第11条第2項の規定により、あらかじめ同条例第9条の規定により割り振られた1週間の所定の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられて勤務した職員には、当該所定の勤務時間を超えて勤務した時間1時間につき、勤務1時間当たりの給与額に100分の25を乗じ

て得た額を時間外勤務手当として支給する。

- 3 前2項の規定により時間外勤務手当が支給されることとなる勤務の時間の合計が1月につき60時間を超えた職員には、前2項の規定にかかわらず、その60時間を超えて勤務した時間1時間につき、勤務1時間当たりの給与額に、第1項の規定の適用を受ける場合にあっては100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の175）を乗じて得た額を、前項の規定の適用を受ける場合にあっては100分の50を乗じて得た額を、前項の規定の適用を受ける場合にあっては100分の50を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。
- 4 就業条例第13条の2第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、勤務1時間当たりの給与額に、第1項の規定の適用を受ける場合にあっては100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の175）から第1項に規定する管理者が定める割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を、第2項の規定の適用を受ける場合にあっては100分の25を乗じて得た額の時間外勤務手当を、支給することを要しない。

（勤務1時間当たりの給与額）

第37条 前条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料及び地域手当の月額合計額を1週間当たりの勤務時間に12分の52を乗じたもので除した額とする。

- 2 嘱託の時間外勤務手当の支給額については、その勤務先で定められた額をもって給与額とする。
- 3 前項以外の者については、管理者において給与額を決定する。

（宿日直手当）

第38条 日直及び宿直した者に対しては、次のとおり日直手当及び宿直手当を

支給する。

(1) 日直手当 1日 5,800円

(2) 宿直手当 1日 5,800円

2 日直若しくは宿直中に警報発令等により上司の命によって非常警備事務に従事した場合は、その非常警備事務従事の時間については時間外勤務手当を支給し、その他の時間については、宿日直手当額を宿日直の時間割合により計算した額をもって宿日直手当とする。

(管理職員特別勤務手当)

第38条の2 管理又は監督の地位にある職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により所定の勤務時間が割り振られた日以外の日勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、管理又は監督の地位にある職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により所定の勤務時間が割り振られた日の午前0時から午前5時までの間であって所定の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項の規定による勤務1回につき、10,000円を超えない範囲内において管理者が定める額（当該勤務に従事する時間等を考慮して管理者が定める勤務にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額）

(2) 前項に規定する場合 同項の規定による勤務1回につき、5,000円を超えない範囲内において管理者が定める額

(通勤手当)

第39条 通勤手当は、次に掲げる職員に対して支給する。

(1) 通勤のため交通機関または有料道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員。ただし、交通機関を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて、交通機関等を利用しないで、徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道1キ

ロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。

(2) 通勤のため自転車その他の交通用具（以下「自転車等」という。）を使用することを常例とする職員。ただし、自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、自転車等を使用しないで、徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。

(3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自転車等を使用することを常用とする職員。ただし、交通機関等を利用し又は自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道1キロメートル未満であるものを除く。

2 通勤手当の額は、管理者が定めるところにより算出したその者の支給単位期間（通勤手当の支給の単位となる期間として6月を超えない範囲内で1月を単位として管理者が定める期間をいう。以下同じ。）の通勤に要する運賃等の額に相当する額又は自転車等の使用距離に応じて支給単位期間につき管理者が定める額とする。ただし、次に掲げる額の合計額が55,000円を超えるときは、支給単位期間（当該合計額が55,000円を超える者の通勤手当に係る支給単位期間が複数ある場合にあっては、そのうち最も長い支給単位期間。次の各号を除き、以下同じ。）につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

(1) 支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額を当該支給単位期間の月数で除して得た額

(2) 自転車等の使用距離に応じて支給単位期間につき管理者が定める額を当該支給単位期間の月数で除して得た額

3 通勤手当は、支給単位期間に係る最初の月の管理者が定める日に支給する。

4 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の管理者が定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して管理者が定める額を返納させるものとする。

(管理職手当)

第 40 条 管理者が必要があると認めた場合においては、管理者又は監督の地位にある職員のうちその指定する者に対し管理職手当を支給することができる。

2 管理職手当の月額、職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を 100 分の 25 をこえない範囲内において管理者が定める。

(特殊勤務手当)

第 41 条 職員が水防活動に従事した場合においては、特殊勤務手当を支給することができる。

2 前項に定める特殊勤務手当の額は、1 回につき 3,500 円、とする。

(期末手当及び勤勉手当)

第 42 条 6 月又は 12 月に在職する職員に対しては、別に条例の定めるところにより期末手当及び勤勉手当を支給する。

(定年前再任用短時間勤務職員等についての適用除外)

第 42 条の 2 第 30 条から第 33 条及び第 35 条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員及び一般任期付職員には適用しない。

第 7 章 雑 則

(休職者の給与)

第 43 条 法第 28 条第 2 項第 1 号の規定による休職者に対しては、その休職の期間中、期末手当及び勤勉手当を除くほか、この条例に定める給与は支給しない。ただし、その休職の期間中に地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）第 68 条第 2 項に定める傷病手当金の支給期間、同法第 54 条の規定により同法第 53 条第 1 項第 8 号に掲げる傷病手当金に準ずる短期給付が支給されている期間及び健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 99 条第 2 項に定める傷病手当金の支給期間以外の期間がある場合に限り、当該期間が満 1 年に達するまでは、給料、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれ 100 分の 80 を支給することができる。

2 法第 28 条第 2 項第 2 号の規定による休職者に対しては、その休職の期間中、給料、扶養手当、地域手当及び住居手当の合計額の 100 分の 60 以内を支給することができる。

3 職員の分限に関する条例（昭和 40 年大和川右岸水防事務組合条例第

6号)第3条の規定による休職者に対しては、その休職の期間中、給料、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれ100分の70以内を支給することができる。

第43条の2 職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は、通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、療養のため勤務に服さない期間については、地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第2条第4項に規定する平均給与額に相当する金額を支給する。

(給与からの控除)

第44条 職員の給与の支給については、次の各号に掲げる掛金等に相当する金額を控除することができる。

- (1) 職員互助会に支払うべき職員の掛金及び返済金
- (2) 職員で組織する厚生会の会費
- (3) 職員が契約した金融機関の定期的積立金及び生命保険等の保険料

(給与を受ける権利の処分禁止)

第45条 職員の給与を受ける権利は、これを処分することはできない。

(施行の細目)

第46条 この条例の施行に関し必要な事項は、組合規則または管理者において定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、組合設立の日に遡ってこれを適用する。
(60歳を超える職員の給料に関する特例)
- 2 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日(附則第5項において「特定日」という。)以後、当該職員が受ける給料月額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)とする。
- 3 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。
 - (1) 臨時的任用職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員
 - (2) 職員の定年等に関する条例(昭和59年大和川右岸水防事務組合条例第6号)第8条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する異動期間(同項又は同条第2項の規定より延長された期間を含む。)を延長された同条例第5条に規定する職を占める職員

- (3) 職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員（同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）
- 4 法第28条の2第1項本文の規定による他の職への降任をされた職員であつて、当該他の職への降任をされた日（以下この項及び附則第7項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第2項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（管理者が定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第2項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。
 - 5 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第5条第1項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第5条第1項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。
 - 6 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第2項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第4項に規定する職員を除く。）であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、管理者が定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
 - 7 附則第4項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第2項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、管理者が定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
 - 8 附則第2項から前項までに定めるもののほか、附則第2項の規定による給料月額、附則第4項の規定による給料その他附則第2項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則（昭35. 3. 15 条例1）

- 1 この改正条例は、公布の日から施行する。ただし、第21条及び第31条の規定は、昭和35年1月1日に、第39条の規定は、昭和34年4月1日に遡ってこれを適用する。

附 則（昭36. 2. 28 条例1）

- 1 この改正条例は、公布の日から施行し、昭和35年4月1日に遡ってこれを

適用する。

附 則（昭 36. 3. 17 条例 3）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 9 条、第 10 条、第 13 条、第 16 条及び第 17 条の規定は、昭和 36 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 21 条及び第 31 条の規定は、昭和 35 年 10 月 1 日から適用する。
- 3 改正前の条例の規定に基づいて切替日からこの条例の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。
- 4 この条例の施行に伴う職員の橋梁切替えについて必要な事項は、管理者の定めるところによる。

附 則（昭 36. 6. 23 条例 7）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和 35 年 10 月 1 日から適用する。

附 則（昭 37. 3. 2 条例 2）

- 1 この改正条例は、昭和 37 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（昭 37. 4. 26 条例 3）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和 36 年 10 月 1 日から適用する。
- 2 改正前の条例の規定に基づいてすでに議長、副議長、常任委員長、副常任委員長、議員、水防団員、同副団長、同分団長及び職員に支払われた昭和 36 年 10 月 1 日以降この条例の施行の日の前日までの期間に係る給与は、改正後の条例の規定による給与の内払いとみなす。

附 則（昭 37. 6. 27 条例 6）

- 1 この改正条例は、公布の日から施行し、昭和 36 年 10 月 1 日にさかのぼって適用する。

附 則（昭 39. 3. 19 条例 1）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、第 21 条及び第 31 条の規定は昭和 37 年 10 月 1 日から適用する。
- 2 改正前の条例の規定に基づいてすでに支払われた昭和 37 年 10 月 1 日以降この条例施行の日の前日までの期間に係る給与は、改正後の条例の規定による給与の内払いとみなす。
- 3 この条例中、第 10 条、第 13 条及び第 17 条の規定は、昭和 38 年 4 月 1 日

から施行する。

附 則（昭 38. 12. 18 条例 8）

- 1 この改正条例は、公布の日から施行し、昭和 38 年 4 月 1 日にさかのぼって適用する。

附 則（昭 36. 6. 19 条例 7）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和 38 年 10 月 1 日（以下「切替日」という。）から適用する。
- 2 切替日以降における号給又は給料月額を決定する場合において、他の職員との権衡上必要と認めるときは、当分の間、管理者の定めるところにより、条例第 22 条第 3 項若しくは第 5 項第 1 号に規定する期間を短縮することができる。
- 3 この条例の施行に伴う職員の給料の切替え、清算その他必要な事項は、管理者が定める。この場合において管理者は、予算の範囲内で、必要調整をすることができる。
- 4 改正前の条例の規定に基づいてすでに支払われた昭和 38 年 10 月 1 日以降この条例施行の日の前日までの期間に係る給与は、改正後の条例の規定による給与の内払いとみなす。

附 則（昭 39. 7. 27 条例 8）

この条例改正は、公布の日から施行する。ただし、第 38 条の規定は、昭和 39 年 4 月 1 日に、第 39 条の規定は、昭和 38 年 10 月 1 日にさかのぼってこれを適用する。

附 則（昭 40. 6. 29 条例 3）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、別表第 1 については昭和 39 年 9 月 1 日（以下「切替日」という。）から、第 17 条第 3 項及び別表第 2 については昭和 40 年 4 月 1 日から適用する。ただし、別表第 1 については昭和 39 年 9 月 1 日から昭和 40 年 3 月 31 日までの間次のとおり読み替えて適用するものとする。
- 2 切替日以降における号給又は給料月額を決定する場合において、他の職員との権衡上必要と認めるときは、管理者の定めるところにより、条例第 22 条第 3 項若しくは第 5 項第 1 号に規定する期間を短縮することが

できる。

- 3 この条例の施行に伴う職員の給料の切替え、清算その他必要な事項、管理者が定める。

附 則（昭 40. 12. 25 条例 8）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭 41. 3. 23 条例 2）

- 1 この条例は、昭和 41 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 21 条及び第 39 条第 2 項は昭和 40 年 9 月 1 日（以下「切替日」という。）から適用する。
- 2 切替日以降における号給又は給料月額を決定する場合において、他の職員との権衡上必要と認めるときは、管理者の定めるところにより、給与に関する条例第 22 条第 3 項又は第 5 項第 1 号に規定する期間を短縮することができる。
- 3 改正前の給与に関する条例の規定に基づいて、切替日からこの条例の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の給与に関する条例の規定による給与の内払いとみなす。
- 4 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に伴う職員の給料の切替え、清算その他必要な事項は、管理者が定める。

附 則（昭 41. 6. 29 条例 4）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭 42. 3. 23 条例 4）

（施行期日）

- 1 この条例は、昭和 42 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 33 条、第 39 条及び別表第 1 については、昭和 41 年 9 月 1 日から適用する。

（給与の内払）

- 2 この条例の規定による改正前の職員の給与に関する条例の規定に基づいて、昭和 41 年 9 月 1 日からこの条例の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、この条例の規定による給与の内払いとみなす。

（施行の細目）

- 3 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に伴う職員の給料の切替え、清算その他必要な事項は、管理者が定める。

附 則（昭 43. 3. 27 条例 1）

- 1 この条例は、昭和 43 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条第 5 号、第 29 条、第 35 条の 2、第 37 条第 1 項、第 38 条及び別表第 1 については、昭和 42 年 8 月 1 日から適用する。
- 2 この条例の規定による改正前の給与に関する条例の規定に基づいて、昭和 42 年 8 月 1 日からこの条例の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、この条例の規定による給与の内払いとみなす。
- 3 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に伴う職員の給料の切替え、清算その他必要な事項は、管理者が定める。

附 則（昭 44. 3. 27 条例 2）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第 39 条の規定は、昭和 43 年 5 月 1 日から、改正後の条例別表第 1 の規定は、昭和 43 年 7 月 1 日から、附則第 3 項に規定する条例の同項による改正後の第 2 項及び第 4 項の規定は、昭和 43 年 4 月 1 日から、第 3 項の規定は、昭和 43 年 7 月 1 日から適用する。
- 3 この条例による改正前の給与に関する条例の規定に基づいて、昭和 43 年 4 月 1 日（通勤にあつては、昭和 43 年 5 月 1 日）からこの条例の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。
- 4 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に伴う職員の給料の切替え、清算その他必要な事項は、管理者が定める。

附 則（昭 45. 4. 1 条例 4）

（施行の期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定（同条例第 34 条の規定を除く。）及び附則第 3 項の規定による改正後の給与に関する条例の一部を改正する条例の規定は、昭和 44 年 6 月 1 日（以下「切替日」という。）から適用する。
（扶養手当に関する経過措置）

- 3 次の各号の1に該当する者は、すみやかにその旨を管理者に届け出なければならない。
- (1) 切替日において、その前日から引き続き扶養親族たる18歳未満の子（切替日前に扶養親族たる要件を具備するに至った18歳未満の子で、切替日以降当該要件を具備するに至った日から15日以内に、この条例による改正前の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定による届出がされたものを含む。）があり、かつ、配偶者のなかった者
- (2) 切替日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間（以下「切替期間」という。）において新たに扶養親族たる18歳未満の子を有する職員となった者であって、その届出に係る事実が生じた日（その届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後に行われたものであるときは、その届出がされた日）に配偶者のなかったもの（前号に該当する者を除く。）
- (3) 切替期間において配偶者のない職員となった者（扶養親族たる配偶者があった職員で、配偶者のない職員となったものを除く。）であって、その配偶者のない職員となった日に扶養親族たる18歳未満の子（その日前に扶養親族たる要件を具備するに至った18歳未満の子で、その日以降当該要件を具備するに至った日から15日以内に改正前の条例第34条の規定による届出がされたものを含む。）があったもの
- (4) 配偶者のなかった職員のうち、切替期間において扶養親族でない配偶者がある職員となった者であって、その配偶者がある職員となった日に扶養親族たる18歳未満の子で（その日前に扶養親族たる要件を具備するに至った18歳未満の子で、その日以降当該要件を具備するに至った日から15日以内に改正前の条例第34条の規定による届出がされたものを含む。）があったもの
- 4 前項第1号又は第2号の規定による届出が施行から30日を経過した後に行われた場合におけるこれらの届出に係る事実に関する改正後の条例第33条の規定の適用については、これらの届出がされた日の属する月の末日までの間、同条中「600円（職員に配偶者のない場合にあつては、1,200円）」

とあるのは「600円」とする。

- 5 切替期間において職員が配偶者のない職員となった場合又は配偶者を有するに至った場合において、その配偶者のない職員となり、又は配偶者を有するに至った日に扶養親族たる 18 歳未満の子（これらの日前に扶養親族たる要件を具備するに至った 18 歳未満の子で、これらの日以降当該要件を具備するに至った日から 15 日以内に改正前の条例第 34 条の規定による届出がされたものを含む。）を有するときにおける当該 18 歳未満の子に係る扶養手当の支給額の改定は、その配偶者のない職員となり、又は配偶者を有するに至った日の属する月の翌月から行なう。ただし、職員が配偶者のない職員となった場合における改正前の条例第 34 条第 2 号又は附則第 4 項第 3 号の規定による届出が施行日から 30 日を経過した後にされたときの改定は、これらの届出がされた日の属する月の翌月から行なうものとする。

（昭和 44 年度の夏季手当に関する特例）

- 6 昭和 44 年度の夏季手当に関する条例（昭和 44 年大和川右岸水防事務組合条例第 6 号）第 3 条第 2 項における給与月額、附則第 2 項の規定にかかわらず、改正前の条例の規定による給与月額とする。

（給与の内払い）

- 7 改正前の条例の規定に基づいて切替期間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払いとみなす。

（施行の細目）

- 8 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に伴う職員の給料の切替え、清算その他必要な事項は、管理者が定める。

附 則（昭 46. 4. 1 条例 3）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、昭和 45 年 5 月 1 日から適用する。ただし、改正後の条例第 9 条第 1 項及び第 16 条第 1 項の規定は、昭和 46 年 4 月 1 日から、第 38 条第 1 項及び第 16 条第 1 項の規定は、昭和 46 年 4 月 1 日から、第 38

条第1項の規定は、昭和46年1月1日から適用する。

(給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

- 3 給与に関する条例の一部を改正する条例(昭和44年大和川右岸水防事務組合条例第2号)の一部を次のように改正する。

附則中第3項を削り、第4項を第3項とし、第5項を第4項とする。

- 4 給与に関する条例の一部を改正する条例(昭和45年大和川右岸水防事務組合条例第4号)の一部を次のように改正する。

附則中第3項を削り、第4項を第3項とし、以下1項ずつ繰り上げる。

(職員の懲戒に関する条例の一部改正)

- 5 職員の懲戒に関する条例(昭和40年大和川右岸水防事務組合条例第7号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「暫定手当」を「調整手当」に改める。

(給与の内払い)

- 6 この条例による改正前の給与に関する条例の規定に基づいて、昭和45年5月1日からこの条例の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払いとみなす。

(施行の細目)

- 7 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に伴う職員の給料の切替え、清算その他必要な事項は、管理者が定める。

附 則 (昭47. 4. 1 条例3)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、昭和46年5月1日から適用する…ただし、改正後の条例第31条第2項の規定は、昭和47年1月1日から適用する。

(給与の内払い)

- 3 この条例による改正前の給与に関する条例の規定に基づいて昭和46年5月1日からこの条例の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払いとみなす。

(施行の細目)

- 4 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に伴う職員の給料の切替え、清算その他必要な事項は、管理者が定める。

附 則（昭 48. 4. 1 条例 2）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、昭和 47 年 4 月 1 日から適用する。ただし、改正後の条例第 17 条第 2 項の規定は、昭和 48 年 4 月 1 日から適用する。

（給与の内払い）

- 2 この条例による改正前の給与に関する条例の規定に基づいて昭和 47 年 4 月 10 日からこの条例の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払いとみなす。

（施行の細目）

- 3 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に伴う職員の給料の切替え、清算その他必要な事項は、管理者が定める。

附 則（昭 48. 12. 19 条例 6）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、昭和 48 年 4 月 1 日から適用する。ただし、改正後の条例第 38 条第 1 項の規定は、同年 9 月 1 日から適用する。

（特定の号給の切替え等）

- 3 昭和 48 年 4 月 1 日（以下「切替日」という。）の前日においてその者の受ける号給（以下「旧号給」という。）が附則別表（以下「切替表」という。）の旧号給欄に掲げられている号給である職員（以下「特定号給職員」という。）のうち、旧号給が切替表の期間欄に期間の定めのない号給である職員及び急号給が動乱に期間の定めのある号給である職員で切替日において旧号給を受けていた期間（管理者の定める職員にあっては、管理者の定める期間を増減した期間。次項第 2 号において同じ。）が同欄の左欄に定める期間に達しているものの切替日における号給は、

旧号給に対応する切替表の新号給に定める号給とする。

- 4 附則第3項の規定により切替日における号給を決定される職員に対する切替日以降における最初の改正後の条例第22条第3項の規定の適用については、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる期間を切替日における号給を受ける期間に通算する。

(1) 旧号給が切替表の期間欄に期間の定めのない号給である職員旧号給を受けていた期間（管理者の定める職員にあつては、管理者の定める期間を増減した期間）

(2) 旧号給が切替表の期間の定めのある号給である職員

旧号給を受けていた期間が9月未満である職員にあつては旧号給を受けていた期間から当該旧号給に対応する切替表の期間欄の左欄に定める期間を減じた期間、旧号給を受けていた期間が9月以上である職員にあつては旧号給を受けていた期間から当該旧号給に対応する切替表の期間欄の右欄に定める期間を減じた期間

(住居手当に関する経過措置)

- 5 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間（以下「切替期間」という。）において、この条例による改正前の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）第35条の規定により住居手当を支給されていた期間のうち、改正後の条例第35条の規定による住居手当を支給されないこととなる期間がある職員のその支給されないこととなる期間の住居手当については、改正後の条例第35条の規定にかかわらず、なお、従前の例による。この条例の施行の際改正前の条例第35条の規定によりこの条例の施行の日を含む引き続いた期間の住居手当を支給することとされていた職員のうち、改正後の条例第35条の規定による住居手当を支給されないこととなる職員のこの条例の施行の日から昭和49年3月31日（同日前に管理者の定める事由が生じた職員にあつては、管理者の定める日）までの間の住居手当についても、同様とする。

(給与の内払)

- 6 改正前の条例の規定に基づいて切替期間に職員に支払われた給与は、改正後の条例（住居手当については、改正後の条例第35条）の規定に

よる給与の内払とみなす。

(施行の細目)

- 7 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に伴う職員の給料の切替え、清算その他必要な事項は、管理者が定める。

附 則

別 表

特定号給職員の号給の切替表

等 級	旧号給	新号給	期 間	
1 等級	12	12	3月	6月
	13	13	6	9
	14	13		
	15	14	3	6
	16	15	6	9
2 等級	13	13	3	6
	14	14	6	9
	15	14		
	16	15	3	6
	17	16	6	9
	18	16		
	19	17	3	6
	20	17	6	9
3 等級	21	18		
	15	15	3	6
	16	16	6	9
	17	16		
	18	17	3	6
	19	18	6	9
	20	18		
4 等級	21	19	3	6
	19	19	3	6
	20	20	6	9
	21	20		
	22	21	3	6
	23	22	6	9
	24	22		
25	23			
	23	23	3	6

5 等級	24	24	6	9
	25	24		
	26	25	3	6
	27	26	6	9
	28	26		

附 則（昭 49. 3. 25 条例 2）

この条例は、昭和 49 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭 49. 6. 28 条例 6）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、昭和 49 年 4 月 1 日から適用する。
（最高号給を超える給料月額を受ける職員の給料月額）

- 3 昭和 49 年 4 月 1 日において、この条例による改正前の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、職務の等級の最高の号給を超える給料月額を受ける職員の同日以降における給料月額は、管理者が定める。

（諸手当の支給等）

- 4 この条例の施行に伴う諸手当の支給その他の取扱いについては、管理者が定める。

（給与の内払い）

- 5 改正前の条例の規定に基づいて、昭和 49 年 4 月 1 日以降の分として職員に支払われた給与は、改正後の条例による給与の内払とみなす。

（施行の細目）

- 6 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に伴う清算その他必要な事項は、管理者が定める。

附 則（昭 49. 12. 17 条例 11）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定（第 32 条及び第 33 条の規定は除く。）は、昭和 49 年 4 月 1 日から適用する。ただし、改正後の条例第 38 条第 1 項の規定は、昭和 49 年 9 月 1 日から適用する。

（最高号給の切替え等）

- 3 昭和 49 年 4 月 1 日（以下「切替日」という。）の前日において職務の等級の最高の号給を超える給料月額を受ける職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、管理者が定める。

（扶養手当に関する経過措置）

- 4 次の各号の 1 に該当する者は、速やかにその旨を管理者に届け出なければならない。

（1）切替日において、その前日から引き続き、改正前の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）第 30 条第 2 項第 2 号から第 5 号までの扶養親族（18 歳未満の子を除く。以下「扶養親族たる父母等」という。）で改正前の条例第 32 条第 1 項の規定による届出がされたもの（切替日前に扶養親族たる要件を具備するに至った扶養親族たる父母等で、切替日以降当該要件を具備するに至った日から 15 日以内に同項の規定による届出がされたものを含む。）があり、かつ、配偶者のなかった者（扶養親族たる 18 歳未満の子があった者を除く。）

（2）切替日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間（以下「切替期間」という。）において新たに扶養親族たる父母等で改正前の条例第 32 条第 1 項の規定による届出がされたものがあり、その届出に係る事実が生じた日（その届出がこれに係る事実の生じた日から 15 日を経過した後にされたものであるときは、その届出がされた日）に配偶者のなかったもの（前号に該当する者及びこれらの日に扶養親族たる 18 歳未満の子があった者を除く。）

（3）切替期間において配偶者のない職員となった者（改正前の条例第 32 条第 1 項の規定による届出がされた扶養親族たる配偶者があった職員

で配偶者のない職員となったものを除く。) であって、その配偶者のない職員となった日に、扶養親族たる父母等で同項の規定による届出がされたもの(その日前に扶養親族たる要件を具備するに至った扶養親族たる父母等で、その日以降当該要件を具備するに至った日から 15 日以内に同項の規定による届出がされた者を含む。) があったもの(その日に扶養親族たる 18 歳未満の子があった者を除く。)

- (4) 配偶者のなかった職員のうち、切替期間において扶養親族でない配偶者のある職員となった者であって、その配偶者のある職員となった日に、扶養親族たる父母等で改正前の条例第 34 条第 1 項の規定による届出がされたもの(その日前に扶養親族たる要件を具備するに至った扶養親族たる父母等で、その日以降当該要件を具備するに至った日から 15 日以内に同項の規定による届出がされたものを含む。) があったもの(その日に扶養親族たる 18 歳未満の子があったものを除く。)
- 5 前項第 1 号又は第 2 号の規定による届出が施行日から 30 日を経過した後にはされた場合におけるこれらの届出に係る事実に関する改正後の条例第 31 条第 1 項の規定の適用については、これらの届出がされた日の属する月の末日までの間、同項中「1,800 円(職員に配偶者のない場合にあつては、そのうち 1 人については 4,000 円)」とあるのは「1,800 円」とする。
- 6 切替期間において職員が配偶者のない職員となった場合又は配偶者を有するに至った場合において、その配偶者のない職員となり、又は配偶者を有するに至った日に、扶養親族たる 18 歳未満の子がなく、かつ、扶養親族たる父母等で改正前の条例第 32 条第 1 項の規定による届出がされたもの(これらの日前に扶養親族たる要件を具備するに至った日から 15 日以内に同項の規定による届出がされたものを含む。) を有するときにおける当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定は、その配偶者のない職員となり、又は配偶者を有するに至った日の属する月の翌月から行ふ。ただし、職員が配偶者のない職員となった場合における同項第 2 号又は附則第 4 項第 3 号の規定による届出が施行日から 30 日を経過した後にはされたときは、これらの届出がされた日の属する月の翌月から改定する。

(給与の内払)

- 7 改正前の条例の規定に基づいて切替期間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(施行の細目)

- 8 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に伴う職員の給与の切替え、清算その他必要な事項は、管理者が定める。

附 則 (昭 50. 3. 17 条例 3)

この条例は、昭和 50 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (昭 51. 3. 26 条例 2)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）及びこの条例による改正後の職員の退職並びに死亡給与金に関する条例の規定は、昭和 50 年 4 月 1 日から適用する。ただし、改正後の条例第 17 条第 5 項及び第 6 項の規定は、昭和 50 年 4 月 1 日から適用する。

(最高号給等の切替え等)

- 3 昭和 50 年 4 月 1 日（以下「切替日」という。）の前日において職務の等級の最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受ける職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、管理者が定める。

(職員の退職並びに死亡給与金に関する条例の一部改正)

- 4 職員の退職並びに死亡給与金に関する条例（昭和 34 年大和川右岸水防事務組合条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の 2 第 1 項「失業保険法」を「雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）」に改め、同条第 2 項中「失業保険法」を「雇用保険法」に改める。

(給与の内払)

- 5 この条例による改正前の給与に関する条例の規定に基づいて切替日からこの条例の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(施行の細目)

6 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に伴う職員の給料の切替え、清算その他必要な事項は、管理者が定める。

附 則（昭 51. 12. 16 条例 7）

この附則は、昭和 52 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（昭 52. 3. 29 条例 2）

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 9 条第 1 項及び第 16 条第 1 項並びに第 37 条第 1 項の改正規定は、昭和 52 年 4 月 1 日から施行する。

2 この条例による改正後の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第 31 条第 1 項、第 35 条第 2 項、第 38 条第 1 項及び第 39 条第 2 項並びに別表の規定は、昭和 51 年 4 月 1 日から適用する。

（最高号給の切替え等）

3 昭和 51 年 4 月 1 日（以下「切替日」という。）の前日において職務の等級の最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受ける職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、管理者が定める。

（勤勉手当の額の算定の基礎となる給与月額の特例）

4 昭和 51 年度の夏季手当に関する条例（昭和 51 年大和川右岸水防事務組合条例第 4 号）第 3 条第 2 項に規定する勤勉手当を適用する場合における給与月額は、改正後の条例の規定にかかわらず、この条例による改正前の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定による給与月額とする。

（給与の内払）

5 改正前の条例の規定に基づいて切替日からこの条例の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（施行の細目）

6 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に伴う職員の給料の切替え、清算その他必要な事項は、管理者が定める。

附 則 (昭 53. 3. 28 条例 2)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 17 条第 2 項及び第 3 項の改正規定は、昭和 53 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第 31 条、第 35 条第 1 項及び第 2 項、第 39 条第 2 項並びに別表の規定は、昭和 52 年 4 月 1 日から適用する。

(最高号給の切替え等)

- 3 昭和 52 年 4 月 1 日（以下「切替日」という。）の前日において職務の等級の最高の号給を超える給料月額を受ける職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、管理者が定める。

(住居手当に関する経過措置)

- 4 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間（以下「切替期間」という。）において、この条例による改正前の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）第 35 条第 1 項第 1 号の規定により住居手当を支給されていた期間のうちに、改正後の条例第 35 条第 1 項第 1 号の規定による住居手当を支給されないこととなる期間がある職員のその支給されないこととなる期間の住居手当については、改正後の条例第 35 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(給与の内払)

- 5 改正前の条例の規定に基づいて切替期間に職員に支払われた給与は、改正後の条例（住居手当については、改正後の条例第 35 条又は前項）の規定による給与の内払とみなす。

(施行の細目)

- 6 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に伴う職員の給料の切替え、清算その他必要な事項は、管理者が定める。

附 則 (昭 54. 3. 23 条例 2)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 43 条の改正規定並び

に附則第8項の規定は、昭和54年4月1日から施行する。

- 2 この条例による改正後の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第31条、第39条第2項及び別表の規定は、昭和53年4月1日から適用する。

（特定の号給の切替え等）

- 3 昭和53年4月1日（以下「切替日」という。）の前日においてその者の受ける号給（以下「旧号給」という。）が附則別表（以下「切替表」という。）の旧号給欄に掲げられている号給である職員（以下「特定号給職員」という。）のうち、旧号給が切替表の期間欄に期間の定めのない号給である職員及び旧号給が同欄に期間の定めのある号給である職員で切替日において旧号給を受けていた期間（管理者の定める職員にあっては、管理者の定める期間を増減した期間。次項及び附則第5項第2号において同じ。）が同欄に定める期間に達しているものの切替日における号給は、旧号給に対応する切替表の新号給欄に定める号給とする。

- 4 特定号給職員のうち、旧号給が切替表の期間欄に期間の定めのある号給である職員で切替日において旧号給を受けていた期間が同欄に定める期間に達していないものは、切替日から起算してそれらの期間の差に相当する期間を経過した日が、昭和53年7月1日以前である時は同日に、同月2日以後同年10月1日以前であるときは同年10月1日に、同年10月2日以後である時は昭和54年1月1日に、旧号給に対応する切替表の新号給欄に定める号給を受けるとし、その物の切替日から切替表の新号給欄に定める号給を受ける日の前日までの間における給料月額は、旧号給に対応する切替表の暫定給料月額欄に定める額とする。

- 5 附則第3項規定により切替日における号給を決定される職員に対する切替日以降における最初の改正後の条例第22条第3項の規定の適用については、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる期間を切替日における号給を受ける期間に通算する。

（1）旧号給が切替表の期間欄に期間の定めのない号給である職員 旧号給を受けていた期間（管理者の定める職員にあっては、管理者の定める期間を増減した期間）

(2) 旧号給が切替表の期間欄に期間の定めのある号給である職員 旧号給を受けていた期間から当該旧号給に対応する切替表の期間欄に定める期間を減じた期間

(最高号給等の切替え等)

6 切替日の前日において職務の等級の号給又は最高の号給を超える給料月額を受ける職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、管理者が定める。

(改正後の条例第 22 条の規定の適用の経過措置)

7 改正後の条例第 22 条第 2 項の規定の切替日から昭和 53 年 12 月 31 日までの間における適用については、同条第 2 項中「号給」とあるのは「号給又は給与に関する条例の一部を改正する条例（昭和 54 年大和川右岸水防事務組合条例第 2 号）附則別表の暫定給料月額欄に定める給料月額（次項において「暫定給料月額」という。）」とする。

(職員の分限に関する条例の一部改正)

8 職員の分限に関する条例（昭和 40 年大和川右岸水防事務組合条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 1 項を加える。

2 当分の間、スモン、ベーチェット病、パーキンソン病等の難病で管理者の指定する疾患にかかり、法第 28 条台 2 項第 1 号の規定により休職にされた者の第 5 条第 1 項の規定の適用については、同項中「2 年」とあるのは「3 年」とする。

(給与の内払)

9 改正前の条例の規定に基づいて切替日からこの条例の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(施行の細目)

10 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に伴う職員の給料の切替え、清算その他必要な事項は、管理者が定める。

附 則 別 表

特定号給職員の号給の切替表

職務の等級	旧号給	新号給	期 間	暫定給料月額
2 等 級	18	18	3	円 265,800
	19	19	6	円 268,000
	20	20	9	円 270,200
	21	20		
	22	21	3	円 274,600
	23	22	6	円 276,900

附 則（昭 54. 6. 27 条例 5）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、昭和 54 年 4 月 1 日（以下「切替日」という。）から適用する。

（給与の内払）

- 3 改正前の給与に関する条例第 35 条の規定に基づき、切替日からこの条

例の施行の日の前日までの間において、職員に支払われた住居手当については、改正後の条例の規定による窮余の内払とみなす。

(施行の細目)

- 4 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に伴う清算その他必要な事項は、管理者が定める。

附 則 (昭 55. 3. 27 条例 2)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。但し、第 9 条第 1 項及び第 16 条第 1 項の改正規定は、昭和 55 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第 31 条第 1 項、第 35 条第 1 項及び第 2 項、第 39 条第 2 項、第 40 条第 2 項並びに別表の規定は、昭和 54 年 4 月 1 日から適用する。

(最高号給を超える給料月額の内払等)

- 3 昭和 54 年 4 月 1 日（以下「切替日」という。）の前日において職務の等級の最高の号給を超える給料月額を受ける職員の切替日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、管理者が定める。

(給与の内払)

- 4 この条例による改正前の給与に関する条例の規定に基づいて切替日からこの条例の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(施行の細目)

- 5 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に伴う職員の給料の切替え、清算のその他必要な事項は、管理者が定める。

附 則 (昭 56. 3. 26 条例 2)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 17 条第 2 項の改正規定、同条第 3 項の改正規定、第 30 条第 2 項の次に 1 項を加える改正規定及び第 33 条第 2 項の改正規定は、昭和 56 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例（第 30 条第 2 項第 5 号の改正規定及び前項ただし書に係る改正規定を除く。）による改正後の給与に関する条例（以下「改正後の条

例」という。)の規定は、昭和55年4月1日から適用する。

(最高号給を超える給料月額の内払)

- 3 昭和55年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において職務の等級の最高の号給を超える給料月額を受ける職員の切替日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、管理者が定める。

(給与の内払)

- 4 この条例による改正前の給与に関する条例の規定に基づいて切替日からこの条例の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による窮余の内払とみなす。

(施行の細目)

- 5 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に伴う職員の給料の切替え、清算その他必要な事項は、管理者が定める。

附 則 (昭57. 3. 29 条例2)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第34条の改正規定は、昭和57年4月1日から施行する。
- 2 この条例(前項ただし書に係る改正規定を除く。)による改正後の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、昭和56年4月1日から適用する。

(管理職員に係る給料の額の特例)

- 3 昭和56年4月1日(以下「切替日」という。)から同年9月30日までの間において管理又は監督の地位にある職員のうち管理者が指定するものであった職員に対し前項の規定を適用する場合の切替日から昭和56年9月30日までの間で管理者が定める期間における給料の額については、この条例による改正前の給与に関する条例(以下「改正前の条例」という。)の規定により支給されていた給料の額とする。

(最高号給等の切替え等)

- 4 切替日の前日において職務の等級の最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受ける職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、管理者が定める。

(住居手当に関する経過措置)

- 5 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間（以下「切替期間」という。）において、改正前の条例第 35 条第 1 項第 1 号の規定により住居手当を支給されていた期間のうちに、改正後の条例第 35 条第 1 項第 1 号の規定による住居手当を支給されないこととなる期間がある職員のその支給されないこととなる期間の住居手当については、改正後の条例第 35 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。この条例の施行の際改正前の条例第 35 条第 1 項第 1 号の規定によりこの条例の施行の日を含む引き続き続いた期間の住居手当を支給することとされていた職員のうち、改正後の条例第 35 条第 1 項第 1 号の規定による住居手当を支給されないこととなる職員のこの条例の施行日から昭和 57 年 3 月 31 日までの間の住居手当についても、同様とする。

(期末手当及び勤勉手当の額の算定の基礎となる給与月額への督促)

- 6 昭和 56 年度における期末手当及び勤勉手当の額の算定の基礎となる給与月額は、附則第 2 項の規定にかかわらず、改正前の条例の規定による給与月額とする。

(給与の内払)

- 7 改正前の条例の規定に基づいて切替期間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(施行の細目)

- 8 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に伴う職員の給料の切替え、清算その他必要な事項は、管理者が定める。

附 則 (昭 57. 6. 25 条例 6)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭 58. 6. 24 条例 3)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭 59. 3. 23 条例 2)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 17 条第 2 項の改正規定、同条第 3 項の改正規定及び第 41 条の改正規定は、昭和 59 年 4 月 1 日

から施行する。

- 2 この条例（第 29 条の改正規定及び前項ただし書に係る改正規定を除く。）による改正後の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、昭和 58 年 4 月 1 日から適用する。

（最高号給等の切替え等）

- 3 昭和 58 年 4 月 1 日（以下「切替日」という。）の前日において、職務の等級の最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受ける職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、管理者が定める。

（給与の内払）

- 4 この条例による改正前の給与に関する条例の規定に基づいて切替日からこの条例の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（施行の細目）

- 5 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に伴う職員の給料の切替え、清算その他必要な事項は、管理者が定める。

附 則（昭 60. 3. 28 条例 2）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 9 条第 1 項の改正規定及び第 16 条第 1 項の改正規定は、昭和 60 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 この条例（前項ただし書に係る改正規定を除く。）による改正後の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、昭和 59 年 4 月 1 日から適用する。

（最高号給等の切替え等）

- 3 昭和 59 年 4 月 1 日（以下「切替日」という。）の前日において職務の等級の最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受ける職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、管理者が定める。

（給与の内払）

- 4 この条例による改正前の給与に関する条例の規定に基づいて切替日からこの条例の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正

後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(施行の細目)

- 5 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に伴う職員の給料の切替え、清算その他必要な事項は、管理者が定める。

附 則 (昭 61. 3. 28 条例 2)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、昭和 60 年 7 月 1 日から適用する。

(最高号給等の切替え等)

- 3 昭和 60 年 7 月 1 日（以下「切替日」という。）の前日において職務の等級の最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受ける職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、管理者が定める。

(給与の内払)

- 4 この条例による改正前の給与に関する条例の規定に基づいて切替日からこの条例の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(施行の細目)

- 5 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に伴う職員の給料の切替え、清算その他必要な事項は、管理者が定める。

附 則 (昭 61. 12. 17 条例 7)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭 62. 3. 19 条例 2)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 17 条及び第 38 条の改正規定並びに附則台 7 項の改正規定は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例（第 25 条、第 26 条及び第 43 条の 2 の改正規定並びに前項ただし書に係る改正規定を除く。）による改正後の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、昭和 61 年 4 月 1 日から適用する。

(職務の級への切替え)

- 3 昭和 61 年 4 月 1 日 (以下「切替日」という。) の前日から引き続き在職する職員であって同日においてその者が属していた職務の等級 (以下「旧等級」という。) が附則別表に掲げられているものの切替日における職務の級は、旧等級に対応する同表の職務の級欄に定める職務の級とする。

(号給の切替え等)

- 4 前項の規定により切替日における職務の級を定められる職員の切替日における号給は、切替日においてその者が受ける号給と同じ号数の号給とする。

(最高号給等の切替え等)

- 5 切替日の前日において職務の等級の最高の号給を超える給料月額を受ける職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、管理者が定める。

(給与の内払)

- 6 この条例による改正前の給与に関する条例の規定に基づいて切替日からこの条例の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(旅費に関する条例の一部改正)

- 7 旅費に関する条例(昭和 34 年大和川右岸水防事務組合条例第 9 号)の一部を次のように改正する。

別表中「1 等級」を「6 級」に、「2 等級」を「5 級」に、「3 等級」を「4 級」に改める。

(旅費に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 8 前項の規定による改正後の旅費に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

(職員の就業に関する条例の一部改正)

- 9 職員の就業に関する条例 (昭和 34 年大和川右岸水防事務組合条例第 7 号) の一部を次のように改正する。

第 20 条第 1 項中「12 週間」を「16 週間」に、「6 週間」を「8 週間」

に改める。

第23条中「与える」を「与える。 1回につき2日」に改める。

(施行の細目)

- 10 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に伴う職員の給料の切替え、清算その他必要な事項は、管理者が定める。

附則別表

給料表	旧等級	職務の級
	5等級	1級
	4等級	2級
	3等級	3級
		4級
	2等級	5級
	1等級	6級

附 則（昭 62. 12. 17 条例 7）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、昭和 62 年 4 月 1 日から適用する。

（最高号給等の切替え等）

- 3 昭和 62 年 4 月 1 日（以下「切替日」という。）の前日において職務の級の最高の号給を超える給料月額を受ける職員の切替日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、管理者が定める。

（住居手当に関する経過措置）

- 4 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間（以下「切替期間」という。）において、この条例による改正前の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）第 35 条第 1 項第 1 号の規定により住居手当を支給されていた期間のうちに、改正後の条例第 35 条第 1 項第 1 号の規定による住居手当を支給されないこととなる期間がある職員のその支給されないこととなる期間の住居手当については、改正後の条例第 35 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。この条例の施行の際、改正前の条例第 35 条第 1 項第 1 号の規定によりこの条例の施行の日を含む引き続いた期間の住居手当を支給することとされていた職員のうち、改正後の条例第 35 条第 1 項第 1 号の規定による住居手当を支給されないこととなる職員のこの条例の施行の日から昭和 63 年 3 月 31 日（同日前に管理者が定める事由が生じた職員にあっては、管理者が定める日）までの間の住居手当についても、同様とする。

（給与の内払）

- 5 改正前の条例の規定に基づいて切替期間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（施行の細目）

- 6 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に伴う職員の給料の切

替え、清算その他必要な事項は、管理者が定める。

附 則（平元. 12. 22 条例7）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成元年4月1日から適用する。

（最高号給等の切替え等）

- 3 昭和63年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において職務の級の最高の号給を超える給料月額を受ける職員の切替日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、管理者が定める。

（給与の内払）

- 4 改正前の条例の規定に基づいて切替期間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（施行の細目）

- 5 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に伴う職員の給料の切替え、清算その他必要な事項は、管理者が定める。

附 則（平元. 12. 20 条例7）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の給与に関する条例（以下「改正後」の条例という。）の規定は、平成元年4月1日から適用する。

（最高号給等の切替え等）

- 3 平成元年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において職務の級の最高の号給を超える給料月額を受ける職員の切替日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、管理者が定める。

（給与の内払）

- 4 改正前の条例の規定に基づいて切替期間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（施行の細目）

- 5 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に伴う職員の給料の切

替え、清算その他必要な事項は、管理者が定める。

附 則（平 2 12. 18 条例 8）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の給与に関する条例（以下「改正後」の条例という。）の規定は、平成 2 年 4 月 1 日から適用する。

（最高号給等の切替え等）

- 3 平成 2 年 4 月 1 日（以下「切替日」という。）の前日において職務の級の最高の号給を超える給料月額を受ける職員の切替日における給料額及びこれを受け取る期間に通算されることとなる期間は、管理者が定める。

（給与の内払）

- 4 改正前の条例の規定に基づいて切替期間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（施行の細目）

- 5 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に伴う職員の給料の切替え、精算その他必要な事項は、管理者が定める。

附 則（平 3. 12. 18 条例 7）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の給与に関する条例（以下「改正後」の条例という。）の規定は、平成 3 年 4 月 1 日から適用する。

（最高号給の切替え等）

- 3 平成 3 年 4 月 1 日（以下「切替日」という。）の前日において職務の級の最高の号給を超える給料月額を受ける職員の切替日における給料月額及びこれを受け取る期間に通算されることとなる期間は、管理者が定める。

（給料の内払）

- 4 改正前の条例の規定に基づいて切替期間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（施行の細目）

- 5 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に伴う職員の給料の切替え、

精算その他必要な事項は、管理者が定める。

附 則（平 4. 3. 25 条例 4）

この条例は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平 4. 12. 21 条例 9）

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 38 条の改正規定は平成 5 年 1 月 1 日から施行する。

2 この条例による改正後の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成 4 年 4 月 1 日から適用する。

（最高号給等の切替え等）

3 平成 4 年 4 月 1 日（以下「切替日」という。）の前日において職務の級の最高の号給を超える給料月額を受ける職員の切替日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、管理者が定める。

（扶養手当に関する経過措置）

4 次の各号の 1 に該当する者は、速やかにその旨（第 1 号に該当する者にあつてはその者が職員となった日において、第 2 号に該当する者にあつては切替日において、第 3 号に該当する者にあつてはその者が同号に該当する者となった日において、これらの者に配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）がなく、かつ、この条例による改正前の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）第 30 条第 2 項第 2 号から第 5 号までの扶養親族がなかったときは、配偶者がなかった旨を含む。）を管理者に届け出なければならない。

（1）切替日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間（以下「切替期間」という。）において新たに職員となった者であつて、その物が職員となった日に、昭和 49 年 4 月 1 日以前に生まれた者で改正後の条例第 30 条第 2 項第 2 号又は第 4 号の扶養親族たる要件を具備するもの（以下「新規扶養親族たる子等」という。）を有したもの

（2）切替日において、新規扶養親族たる子等がある職員であつた者

（3）切替期間において、新たに新規扶養親族たる子等を有する職員となった

者

- (4) 切替期間において、新規扶養親族たる子等で扶養親族たる要件を欠くに
至ったものがある職員であった者
 - (5) 新規扶養親族たる子等があり、かつ、配偶者（改正前の条例第 32 条
第 1 項の規定による届出がされた扶養親族たる配偶者を除く。）があっ
た職員であって、切替期間において配偶者が不在職員となり、かつ、
その配偶者が不在職員となった日に改正前の条例第 30 条第 2 項第 2 号
から第 5 号までの扶養親族がなかったもの
 - (6) 新規扶養親族たる子等があり、かつ、配偶者が不在職員であっ
て、切替期間において扶養親族でない配偶者が不在職員となり、かつ、
その配偶者が不在職員となった日に改正前の条例第 30 条第 2 項第 2 号
から第 5 号までの扶養親族がなかったもの
- 5 前項の規定による届出を行った者に対する改正後の条例第 33 条第 2 項
の規定の適用については、同条第 2 項中「その事実が生じた日の属する
月の翌月」とあるのは「その事実が生じた日の属する月の翌月（給与に
関する条例の一部を改正する条例（平成 4 年大和川右岸水防事務組合条
令第 9 号。以下「改正条例」という。）附則第 4 項第 2 号に該当する者
で同項の規定による届出を行ったものにあつては、平成 4 年 4 月）」と、
「なされたとき」とあるのは「なされたとき又は改正条例附則第 4 項の
規定による届出が改正条例の施行の日から 30 日を経過した後においてな
された時」と、「その届出を」とあるのは「それぞれの届出を」とし、
同条第 3 項中「なされたとき」とあるのは「なされたとき又は改正条例
附則第 4 項の規定による届出が改正条例の施行の日から 30 日を経過した
後においてなされたとき」と、「その届出を」とあるのは「それぞれの
届出を」とする。
- 6 職員に次の各号の 1 に該当する事実が生じた場合に関する改正後の条
令第 33 条第 2 項ただし書の規定の適用については、これらの規定中「こ
れに係る事実の生じた日から 15 日」とあるのは「給与に関する条例の一
部を改正する条例（平成 4 年大和川右岸水防事務組合条例第 9 号）の施
行の日から 30 日」とうする。

- (1) 施行日から 15 日以内に新たに職員となった者に新規扶養親族たる子等がある場合
- (2) 施行日から 15 日以内に新たに新規扶養親族たる子等を有するに至った場合
- (3) 施行日から 15 日以内に新規扶養親族たる子等がある職員が配偶者のない職員となり、かつ、その配偶者のない職員となった日に改正前の条例第 30 条第 2 項第 2 号から第 5 号までの扶養親族がない場合

(給与の内払)

- 7 改正前の条例の規定に基づいて切替期間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(施行の細目)

- 8 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に伴う職員の給料の切替え、清算その他必要な事項は、管理者が定める。

附 則 (平 5. 12. 22 条例 6)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 36 条の改正規定は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例（前項ただし書にかかる改正規定を除く。）による改正後の給与に関する条例（以下「改正後の条例という。」の規定は、平成 5 年 4 月 1 日から適用する。

(最高号給等の切替え等)

- 3 平成 5 年 4 月 1 日（以下「切替日」という。）の前日において職務の級の最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受ける職員の切替日における号給又は給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、管理者が定める。

(切替日から平成 5 年 12 月 31 日までの間の住居手当)

- 4 改正後の条例第 35 条第 2 項の規定の切り替え日から平成 5 年 12 月 31 日までの間における適用については、同項中「28,000 円」とあるのは「27,500 円」とし、「8,500 円」とあるのは「7,000 円」とする。

(給与の内払)

- 5 この条例による改正前の給与に関する条例の規定に基づいて切替日からこの条例の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(施行の細目)

- 6 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に伴う職員の給料の切替、精算その他必要な事項は、管理者が定める。

附 則 (平6. 3. 29 条例1)

- 1 この条例は、平成6年4月1日から施行する。

附 則 (平6. 12. 15 条例3)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第38条及び第39条の改正規定は、平成7年1月1日から施行する。
- 2 この条例（前項ただし書にかかる改正規定を除く。）による改正後の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成6年4月1日から適用する。

(最高号給等の切替え等)

- 3 平成6年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において職務の級の最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受ける職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、管理者が定める。

(給与の内払)

- 4 この条例による改正前の給与に関する条例の規定に基づいて切替日からこの条例の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払いとみなす。

(施行の細目)

この附則に定めるもののほか、この条例の施行に伴う職員の給料の切替、清算その他必要な事項は、管理者が定める。

附 則 (平7. 3. 17 条例1)

この条例は、平成7年4月1日から施行する。

附 則 (平7. 12. 15 条例2)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 38 条の改正規定は、平成 8 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 この条例（前項ただし書にかかる改正規定を除く。）による改正後の大和川右岸水防事務組合給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成 7 年 4 月 1 日から適用する。

(最高号給等の切替え等)

- 3 平成 7 年 4 月 1 日（以下「切替日」という。）の前日において職務の級の最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受ける職員の切替日における号給又は給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、管理者が定める。

(切替日から平成 7 年 12 月 31 日までの間の住居手当)

- 4 改正後の条例第 35 条第 2 項の規定の切替日から平成 7 年 12 月 31 日までの間における適用については、同項中「9,000 円」とあるのは「8,500 円」とする。

(給与の内払)

- 5 この条例による改正前の給与に関する条例の規定に基づいて切替日からこの条例の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払いとみなす。

(施行の細目)

- 6 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に伴う職員の給料の切替、清算その他必要な事項は、管理者が定める。

附 則（平 8 . 12 . 20 条例 2）

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 38 条の改正規定は、平成 9 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 この条例（前項ただし書に係る改正規定を除く。）による改正後の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成 8 年 4 月 1 日から適用する。

(最高号給等の切替え等)

- 3 平成8年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において職務の級の最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受ける職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、管理者が定める。

（給与の内払）

- 4 この条例による改正前の給与に関する条例の規定に基づいて切替日からこの条例の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（施行の細目）

- 5 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に伴う職員の給料の切替え、精算その他必要な事項は、管理者が定める。

附 則（平9. 12. 22 条例2）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第38条の改正規定は、平成10年1月1日から施行する。
- 2 この条例（第38条及び第42条第2項の改正規定を除く。）による改正後の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成9年4月1日から適用する。

（最高号給等の切替え等）

- 3 平成9年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において職務の級の最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受ける職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、管理者が定める。

（給与の内払）

- 4 この条例による改正前の給与に関する条例の規定に基づいて切替日からこの条例の思考の日の前日までの間に職員に支払われた給与は改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（施行の細目）

- 5 この附則に定めるもののほか、この条例の思考に伴う職員の給料の切替え、清算その他必要な事項は、管理者が定める。

附 則（平 10. 3. 25 条例 1）

この条例は平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平 10. 12. 18 条例 4）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成 10 年 4 月 1 日から適用する。（最高号給等の切替え等）
- 3 平成 10 年 4 月 1 日（以下「切替日」という。）の前日において職務の級の最高の号給又は最高号給を超える給料月額を受ける職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、管理者が定める。

（切替日から平成 10 年 12 月 31 日までの間の住居手当）

- 4 改正後の条例第 35 条第 2 項の規定の切替日から平成 10 年 12 月 31 日までの間における適用については、同項中「9,500 円」とあるのは「9,300 円」とする。

（給与の内払）

- 5 この条例による改正前の給与に関する条例の規定に基づいて切替日からこの条例の思考の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（施行の細目）

- 6 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に伴う職員の給料の切替え、清算その他必要な事項は、管理者が定める。

附 則（平 11. 12. 24 条例 2）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 38 条の改正規定は、平成 12 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 この条例（第 38 条の改正規定を除く。）による改正後の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成 11 年 4 月 1 日から適用する。

（最高号給等の切替え等）

- 3 平成 11 年 4 月 1 日（以下「切替日」という。）前日において職務の級の最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受ける職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、管理者が定める。

（給与の内払）

- 4 この条例による改正前の給与に関する条例の規定に基づいて切替日からこの条例の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（施行の細目）

- 5 この附則の定めるもののほか、この条例の施行に伴う職員の給料の切替え、清算その他必要な事項は、管理者が定める。

附 則（平 12. 12. 19 条例 1）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。但し、第 39 条及び別表の改正規定は、平成 13 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 この条例（第 39 条及び別表の改正規定を除く。）による改正後の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成 12 年 4 月 1 日から適用する。

（給与の内払）

- 3 この条例による改正前の給与に関する条例の規定に基づいて切替日からこの条例の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（施行の細目）

- 4 この附則の定めるもののほか、この条例の施行に伴う職員の給与の清算その他必要な事項は、管理者が定める。

附 則（平 14. 3. 29 条例 2）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平 14. 12. 18 条例 3）

- 1 この条例は、平成 15 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平 15. 12. 22 条例 5）

(施行期日等)

- 1 この条例は、平成 16 年 1 月 1 日から施行する。ただし、第 42 条の改正規定は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

(最高号給等の切替え等)

- 2 平成 16 年 1 月 1 日（以下「切替日」という。）の前日において職務の級の最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受ける職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、管理者が定める。

附 則（平 16. 3. 26 条例 1）

この条例の施行期日は管理者が定める。ただし、附則第 2 項第 2 号の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平 17. 3. 30 条例 1）

この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平 17. 12. 26 条例 4）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 17 年 12 月 1 日から施行する。

(最高号給を超える給料月額の切替え等)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において職務の級における最高の号給を超える給料月額を受ける職員の施行日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、管理者が定める。

(施行の細目)

- 3 この前項に定めるもののほか、この条例の施行に伴う職員の給料の切替えその他必要な事項は、管理者が定める。

附 則（平 17. 12. 26 条例 7）

この条例は公布の日から施行する。

附 則（平 18. 3. 24 条例 1）

この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平 18. 12. 19 条例 9）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 18 年 12 月 1 日から施行する。

(最高号給を超える給料月額の切替え等)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において職務の級における最高の号給を超える給料月額を受ける職員の施行日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、管理者が定める。

(施行の細目)

- 3 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に伴う職員の給料の切替え、その他必要な事項は、管理者が定める。

附 則（平 19. 3. 19 条例 1）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 23 条に係る改正規定の施行期日については、管理者が定める。

(特定の職務の級の切替え)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日においてその者が属していた職務の級（以下「旧級」という。）が附則別表第 1 に掲げられている職務の級であった職員の施行日における職務の級（以下「新級」という。）は、旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。この場合において、同欄に 2 の職務の級が掲げられているときは、管理者の定めるところにより、そのいずれかの職務の級とする。

(号給の切替え)

- 3 施行日の前日においてこの条例による改正前の給与に関する条例（以下「旧条例」という。）別表の給料表の適用を受けていた職員の施行日における号給（以下「新号給」という。）は附則第 4 項に規定する職員を除き、旧級、新級、施行日の前日においてその物が受けていた号給（以下「旧号給」という。）及びその者が旧号給を受けていた期間（以下「経過期間」という。）に応じて附則別表第 2 に定める号給とする。

(最高号給を超える給料月額切替え)

- 4 施行日の前日において職務の級の最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の新号給は、管理者が定める。

(給料の切替えに伴う経過措置)

- 5 施行日の前日から引き続きの給料表の適用を受ける職員で、その者が施行日以後に受ける給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に達しないこととなるものの給料月額は、施行日の前日の給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を 115 分の 100 で除して得た額（その額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを四捨五入する。）とする。
- 6 前項の規定にかかわらず、職員の退職手当に関する条例（昭和 59 年大和川右岸水防事務組合条例第 7 号）第 1 条の規定による退職手当の算定の基礎となる給料月額は、新条例別表の規定による給料月額とする。
- 7 附則第 2 項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に伴う職員の職務の級及び号給の切替えその他必要な事項は、管理者が定める。

附 則（平 20. 3. 27 条例 3）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。

（給与の内払）

- 3 この条例による改正前の職員の給与に関する条例の規定に基づいて平成 19 年 4 月 1 日からこの条例の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

附 則（平 20. 12. 1 条例 5）

この条例は、平成 20 年 12 月 1 日から施行する。

附 則（平 21. 12. 18 条例 3）

この条例は、平成 21 年 12 月 1 日から施行する。

附 則（平 22. 12. 17 条例 5）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 22 年 12 月 1 日から施行する。
- （号給の切替え）
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日においてこの条例による改正前の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）別表の給料表の適用を受けていた職員でその職務の級が 2 級であ

ったものの施行日における号給は、施行日の前日においてその者が受けていた号給の号数に4を加えて得た数を号数とする号給とする。

- 3 施行日の前日において改正前の条例別表の給料表の適用を受けていた職員でその職務の級が3級であったものの施行日における号給は、施行日の前日においてその物が受けていた号給の号数に8を加えて得た数を号数とする号給とする。

(号給の切替えに伴う経過措置)

- 4 前2項に定めるもののほか、施行日に昇格し又は降格した職員の号給の切替えその他必要な事項は、管理者が定める。

附則別表第1 職務の級の切替表

給 料 表	旧 級	新 級
	1 級	1 級
	2 級	2 級
	3 級	
	4 級	3 級
	5 級	

		4 級
	6 級	
	7 級	5 級
		6 級

附則別表第2 号級の切替表

旧号級	経過期間	旧級 新級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		1級	2級	3級	4級	5級	6級		
1	3月未満		1	21		1	1	1	1
	3月以上6月未満		1	22		1	2	1	1
	6月以上9月未満		1	23		1	3	1	1
	9月以上12月未満		1	24		1	4	1	1
	12月以上		1	25		1	5	1	1
2	3月未満		1	25		1	5	1	1
	3月以上6月未満		1	26		2	6	1	1
	6月以上9月未満		1	27		3	7	1	1
	9月以上12月未満		1	28		4	8	1	1
	12月以上		1	29		5	9	1	1
3	3月未満		1	29		5	9	1	1
	3月以上6月未満		1	29		6	10	1	1
	6月以上9月未満		1	30		7	11	1	1
	9月以上12月未満		1	30		8	12	1	1
	12月以上		1	31		9	13	1	1

4	3月未滿	13	1	31		9	13	1	9		1	1
	3月以上6月未滿	14	2	31		10	14	1	10		2	1
	6月以上9月未滿	15	3	32		11	15	1	11		3	1
	9月以上12月未滿	16	4	32		12	16	1	12		4	1
	12月以上	17	5	33		13	17	1	13		5	1
5	3月未滿	17	5	33		13	17	1	13		5	1
	3月以上6月未滿	18	6	34		14	18	2	14		6	1
	6月以上9月未滿	19	7	35		15	19	3	15		7	1
	9月以上12月未滿	20	8	36		16	20	4	16		8	1
	12月以上	21	9	37		17	21	5	17		9	1
6	3月未滿	21	9	37		17	21	5	17		9	1
	3月以上6月未滿	22	10	38		18	22	6	18		10	1
	6月以上9月未滿	23	11	39		19	23	7	19		11	1
	9月以上12月未滿	24	12	40		20	24	8	20		12	1
	12月以上	25	13	41		21	25	9	21		13	1
7	3月未滿	25	13	41		21	25	9	21		13	1
	3月以上6月未滿	26	14	42		22	26	10	22		14	2
	6月以上9月未滿	27	15	43		23	27	11	23		15	3
	9月以上12月未滿	28	16	44		24	28	12	24		16	4
	12月以上	29	17	45		25	29	13	25		17	5
8	3月未滿	29	17	45		25	29	13	25		17	5
	3月以上6月未滿	30	18	46		26	30	14	26		18	6
	6月以上9月未滿	31	19	47		27	31	15	27		19	7
	9月以上12月未滿	32	20	48		28	32	16	28		20	8
	12月以上	33	21	49		29	33	17	29		21	9
9	3月未滿	33	21	49		29	33	17	29		21	9
	3月以上6月未滿	34	22	50		29	34	18	30		22	10
	6月以上9月未滿	35	23	51		30	35	19	31		23	11
	9月以上12月未滿	36	24	52		30	36	20	32		24	12
	12月以上	37	25	53		31	37	21	33		25	13
10	3月未滿	37	25	53		31	37	21	33		25	13
	3月以上6月未滿	38	26	54		31	38	22	34		26	14
	6月以上9月未滿	39	27	55		32	39	23	35		27	15
	9月以上12月未滿	40	28	56		32	40	24	36		28	16
	12月以上	41	29	57		33	41	25	37		29	17
11	3月未滿	41	29	57		33	41	25	37		29	17
	3月以上6月未滿	42	30	58		34	42	26	38		30	18
	6月以上9月未滿	43	31	59		35	43	27	39		31	19
	9月以上12月未滿	44	32	60		36	44	28	40		32	20
	12月以上	45	33	61		37	45	29	41		33	21
12	3月未滿	45	33	61		37	45	29	33		33	21
	3月以上6月未滿	46	33	62		38	4	30	34		34	22
	6月以上9月未滿	47	34	63		39	47	31	35		35	23
	9月以上12月未滿	48	34	64		40	48	32	36		36	24
	12月以上	49	35	65		41	49	33	37		37	25
13	3月未滿		35	65		41	49	33	37		37	25
	3月以上6月未滿		35	66		42	50	34	38		38	25
	6月以上9月未滿		36	67		43	51	35	39		39	26
	9月以上12月未滿		36	68		44	52	36	40		40	26
	12月以上		37	69		45	53	37	41		41	27
14	3月未滿		37	69		45	53	37	49		41	27
	3月以上6月未滿		38	70		45	54	38	50		42	27
	6月以上9月未滿		39	71		45	55	39	51		43	28
	9月以上12月未滿		40	72		46	56	40	52		44	28
	12月以上		41	73		46	57	41	53		45	29
15	3月未滿		41	73		46	57	41	53		45	29
	3月以上6月未滿		42	74		46	58	41	54		46	29
	6月以上9月未滿		43	75		47	59	42	55		47	30
	9月以上12月未滿		44	76		47	60	42	56		48	30
	12月以上		45	77		47	61	43	57		49	31
16	3月未滿		45	77		47	61	43	57		49	31
	3月以上6月未滿		46	77		48	62	43	58		50	31
	6月以上9月未滿		47	78		48	63	44	59		51	32
	9月以上12月未滿		48	78		48	64	44	60		52	32
	12月以上		49	79		49	65	45	61		53	33
17	3月未滿		49	79		49	65	45	61			
	3月以上6月未滿		49	79		49	66	46	62			
	6月以上9月未滿		50	80		50	67	47	63			

	9月以上12月未満		50	80		50	68	48	64			
	12月以上		51	81		51	69	49	65			
18	3月未満		51	81		51	69	49	65			
	3月以上6月未満		51	82		51	70	50	66			
	6月以上9月未満		52	83		52	71	51	67			
	9月以上12月未満		52	84		52	72	52	68			
	12月以上		53	85		53	73	53	69			
19	3月未満		53	85		53	73	53	69			
	3月以上6月未満		53	86		53	74	53	70			
	6月以上9月未満		54	87		53	75	54	71			
	9月以上12月未満		54	88		54	76	54	72			
	12月以上		55	89		54	77	55	73			
20	3月未満		55	89		54	77	55	73			
	3月以上6月未満		55	90		54	78	55	74			
	6月以上9月未満		56	91		55	79	56	75			
	9月以上12月未満		56	92		55	80	56	76			
	12月以上		57	93		55	81	57	77			
21	3月未満		57	93		55	81	57	77			
	3月以上6月未満		57	94		56	82	58	78			
	6月以上9月未満		57	95		56	83	59	79			
	9月以上12月未満		58	96		56	84	60	80			
	12月以上		58	97		57	85	61	81			
22	3月未満		58	97		57	85	61	81			
	3月以上6月未満		58	97		57	86	62	82			
	6月以上9月未満		59	98		58	87	63	83			
	9月以上12月未満		59	98		58	88	64	84			
	12月以上		59	99		59	89	65	85			
23	3月未満		59			59	89	65	85			
	3月以上6月未満		60			59	90	66	86			
	6月以上9月未満		60			60	91	67	87			
	9月以上12月未満		60			60	92	68	88			
	12月以上		61			61	93	69	89			
24	3月未満		61				93	69	89			
	3月以上6月未満		61				94	70	90			
	6月以上9月未満		61				95	71	91			
	9月以上12月未満		61				96	72	92			
	12月以上		62				97	73	93			
25	3月未満		62				97	73	93			
	3月以上6月未満		62				98	74	94			
	6月以上9月未満		62				99	75	95			
	9月以上12月未満		62				100	76	96			
	12月以上		63				101	77	97			
26	3月未満						101	77	97			
	3月以上6月未満						102	77	98			
	6月以上9月未満						103	78	99			
	9月以上12月未満						104	78	100			
	12月以上						105	79	101			
27	3月未満						105	79	101			
	3月以上6月未満						106	79	102			
	6月以上9月未満						107	80	103			
	9月以上12月未満						108	80	104			
	12月以上						109	81	105			

附 則（平 20. 3. 27 条例 3）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

- 2 この条例による改正後の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成19年4月1日から適用する。

（給与の内払）

- 3 この条例による改正前の職員の給与に関する条例の規定に基づいて平成19年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払いとみなす。

附 則（平20.12.19 条例5）

この条例は、平成20年12月1日から施行する。

附 則（平21.12.18 条例3）

この条例は、平成21年12月1日から施行する。

附 則（平22.3.29 条例2）

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平23.3.25 条例2）

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平23.12.21 条例1）

この条例は、平成20年12月1日から施行する。

附 則（平24.12.19 条例11）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成24年8月1日から適用する。

（号給の切替え）

- 2 平成24年8月1日（以下「切替日」という。）の前日における給料表の職務の級が5級及び6級である職員の切替日における号給は、切替日の前日において当該職員が受けていた号給の号数から8を減じて得た数（その数が0以下になる場合にあつては、1）を号数とする号給とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、切替日の前日における職務の級が次の表の（あ）欄に掲げる職務の級であり、かつ、同日に受けていた号給が同表の（い）欄に掲げる号級である職員の切替日における号給は、同表の（あ）欄に掲げる当該職員の同日における職務の級及び同表の（い）欄に掲げる当該職員が同日に受けていた号給の区分に応じ、それぞれ同表の（う）欄に定める号給とする。

行政職給料表	(あ)	(い)	(う)
	2級	78号給から137号給までの号給	77号給
	3級	70号給から117号給までの号給	69号給
	4級	74号給から105号給までの号給	73号給

(号給の切替え等に伴う経過措置)

4 この条例による職員の給与に関する条例（以下、「給与条例」という。）の改正及び前項の規定による号給の切替により、切替日においてその者が受ける号給の給料月額が切替日の前日に受けていた給料月額に達しないこととなる職員の切替日以後における給料月額は、その者が受ける号給の給料月額が、切替日の前日に受けていた給料月額から、当該給料月額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じた額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を減じて得た額に達するまでの間、当該額とする。

(1) 平成24年8月1日から平成25年3月31日まで100分の2

(2) 平成25年4月1日から平成26年3月31日まで100分の4

(3) 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで100分の6

(4) 平成27年度以後の各年度の4月1日から3月31日まで 当該各年度の前年度の4月1日から3月31日までにおける割合に100分の5を加算した割合

5 前項に規定する職員の切替日以後における給料月額は、その者が受ける号給の給料月額が前項の規定による給料月額に達するまでの間、同項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項の規定による給料月額が特例給料月額（切替日の前日に受けていた給料月額を職員の給与に関する条例等の督励に関する条例（平成22年大和川右岸水防事務組合条例第3号。以下「特例条例」という。第1条に規定する給料月額とみなして、同条の規定の例により算定した給料の月額をいう。以下同じ。）を超える場合 特例給料月額

(2) 前項の規定による給料月額が特例給料月額以下である場合

同項の規定による給料月額

- 6 附則第4項に規定する職員が受ける号給の給料月額が同項の規定による給料月額に達した日以後において、当該職員が受ける号給の給料月額を特例条例第1条に規定する給料月額とみなして、同条の規定の例により算定した給料の月額が特例給料月額に達しないときは、当該職員の給料月額は、当該特例給料月額とする。
- 7 附則第5項第1号及び前項の規定にかかわらず、次に掲げる給与の額の最低の木曾となる給料月額は、同号の規定により給料月額が決定される職員については附則第4項の規定による給料月額とし、前項の規定により給料月額が決定される職員については、その者が受ける号給の給料月額とする。
 - (1) 給与条例第34条の規定による地域手当
 - (2) 給与条例第36条の規定による時間外勤務手当
 - (3) 給与条例第40条第1項の規定による管理職手当
 - (4) 給与条例第42条の規定による期末手当及び勤勉手当
- 8 附則第4項から第6項までの規定にかかわらず、これらの規定の適用を受ける職員の退職手当に関する条例（昭和59年大和川右岸水防事務組合条例第7号。以下「退職手当条例」という。）第1条の規定による退職手当の額の算定の基礎となる給料月額は、その者が受ける号給の給料月額とする。
- 9 附則第2項から前項までに定めるもののほか、切替日に昇格し又は降格した職員の号給の切替えその他必要な事項は、管理者が定める。
- 10 この条例による給与条例の改正及び附則第3項の規定による号給の切替えにより、切替日においてその物が受ける号給の給料月額が切替日の前日に受けていた給料月額に達しないこととなる場合については、退職手当条例第4条の2第1項に規定する減額改訂以外の理由によりその者の給料の月額が減額されたものとみなして、同項の規定を適用する。
- 11 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に伴う号給の切替えその他必要な事項は、管理者が定める。

（住居手当に関する経過措置）

- 12 平成 24 年 8 月 1 日の前日において、この条例による改正前の給与条例第 35 条に掲げる職員に該当して住居手当の支給を受けていた職員については、同条の規定は、平成 25 年 3 月 31 日までの間は、なおその効力を有する。

附 則 (平 25. 3. 19 条例 3)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平 26. 3. 19 条例 4)

- 1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平 27. 3. 26 条例 1)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 第 1 条の規定による改正後の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

(適用日に降格した職員等の号給の切替え)

- 3 改正後の条例の適用に日（以下「適用日」という。）に降格した職員又は適用日前に降格した職員であって適用日に当該降格後最初に昇格したものの号給の切替えに関し必要な事項は、管理者が定める。

(給与の内払)

- 4 第 1 条の規定による改正前の給与に関する条例の規定に基づいて適用日からこの条例の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の条例及び改正後の一部改正条例の規定による給与の内払とみなす。

(施行の細目)

- 5 附則第 2 項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に伴う清算その他必要な事項は、管理者が定める。

(再任用職員の経過処置)

- 6 第 2 条の規定による改正後の給与に関する条例の規定にかかわらず、地方公務員法第 28 条の 4 第 1 項又は第 28 条の 5 第 1 項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）である者のうち、新級が平成 27 年改正条例附則別表職務の級欄に掲げる級である職員の施行日から平成 31 年 3 月 31 日までの間における給料月額は、給料表、職務の級及び期間の区

分に応じて平成 27 年改正条例附則別表に定める額とする。

平成 27 年改正条例附則別表

施行日から平成 31 年 3 月 31 までの間における再任用職員の経過措置額表

職務の級	期 間			
	施行日から 平成 28 年 3 月 31 日まで	平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで	平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで	平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで
2 級	242,580 円	236,603 円	231,674 円	226,745 円
3 級	253,403 円	241,920 円	236,880 円	231,840 円
4 級	263,738 円	249,371 円	247,300 円	247,300 円

附 則 (平 28. 3. 24 条例 3)

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平 28. 4. 28 条例 10)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平 28. 12. 19 条例 11)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正前の職員の給与に関する条例の規定に基づいて適用日からこの条例の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払いとみなす。

(施行の細目)

- 4 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に伴う清算その他必要な事項は、管理者が定める。

附 則 (平 29. 3. 22 条例 2)

(施行期日)

この条例は、平成29年6月1日から施行する。

附 則 (平30. 3. 23 条例2)

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(平成33年3月31日までの間における扶養手当に関する特例)

2 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間は、この条例による改正後の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第30条第3項及び第31条並びに第32条の規定の適用については、第31条中「扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円(その職務の級が6級であるもの(以下「6級職員」という。)にあつては3,500円)、前条第2項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき10,000円」とあるのは「同条同項第1号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者」という。)については11,000円(6級職員にあつては10,000円)、同項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき8,000円(職員に配偶者のない場合にあつては、そのうち1人については11,000円(6級職員にあつては10,000円))、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる父母等」という。)については1人につき6,500円(職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあつては、そのうち1人については11,000円(6級職員にあつては9,000円))と、同条第3項中「扶養親族たる子で」とあるのは「扶養親族のうち第2項第2号、第3号又は第5号に該当する扶養親族で」と、「特定扶養親族たる子」とあるのは「特定扶養親族」と、第32条中「扶養親族がある場合」とあるのは「扶養親族」と、「その旨」とあるのは「その旨(新たに職員となつた者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者のないときは、その旨を含む。)」と、同条中「(2)扶養親族たる要件を欠くに至つた者がある場合(扶養親族たる子又は第30条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる

- 要件を欠くに至った場合を除く。) とあるのは 「
- (2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は第30条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）
 - (3) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）
 - (4) 扶養親族たる子 又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合（第1号に該当する場合を除く。）

」と 第33条第1項中「に該当する事実が生じた場合においては」とあるのは「若しくは第32条第3号に該当する事実が生じた場合においては」と、「特定扶養親族たる子でない者が特定扶養親族たる子」とあるのは「特定扶養親族でない者が特定扶養親族」と、「又は扶養親族たる子でない者が特定扶養親族たる子」とあるのは「又は第30条第2項第2号、第3号若しくは第5号 に該当する扶養親族でない者が特定扶養親族」と、「扶養親族たる配偶者、 父母等がある場合又は職員に同項第1号」とあるのは「扶養親族たる配偶者、 扶養親族たる子（配偶者のない職員の扶養親族たる子に限る。）若しくは扶 養親族たる父母等（配偶者のない職員の扶養親族たる父母等に限る。）があ る場合又は職員に同項第1号若しくは第3号」と、「ときは」とあるのは「ときは、扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員で扶養親族たる配 偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶 養親族たる子又は扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除 き」と、第31条中「は、扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「は、 扶養親族たる配偶者、扶養親族たる子（配偶者のない職員の扶養親族たる子 に限る。）若しくは扶養親族たる父母等（配偶者のない職員の扶養親族たる 父母等に限る。）」と、第32条第1号中「者がある」とあるのは「者がある場合又は第32条に該当する事実が生じた」と、「改定する」とあるのは「改定する。ただし、扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員で扶養親族たる配偶者があったものについて第1項第3号に掲げる事実が生じた場合において、その届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した

後においてなされたときの当該扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定は、その届出を受理した日の属する月の翌月から行う」とする。

- 3 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間は、改正後の条例第30条第3項及び第31条並びに第32条の規定の適用については、第31条中「扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円（その職務の級が6級であるもの（以下「6級職員」という。）にあつては3,500円）、前条第2項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円」とあるのは「前条第2項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者」という。）については9,000円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき9,000円（職員に配偶者のない場合にあつては、そのうち1人については10,000円）、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）については1人につき6,500円、」と、同条第3項中「扶養親族たる子で」とあるのは「扶養親族のうち第2項第2号、第3号又は第5号に該当する扶養親族で」と、「特定扶養親族たる子」とあるのは「特定扶養親族」と、第32条中「扶養親族がある場合」とあるのは、「扶養親族」と、「その旨」とあるのは「その旨（新たに職員となつた者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者のないときは、その旨を含む。）」と、同条中「(2) 扶養親族たる要件を欠くに至つた者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至つた場合を除く。）」とあるのは「(2) 扶養親族たる要件を欠くに至つた者がある場合（扶養親族たる子又第30条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至つた場合を除く。）」
- (3) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員となつた場合（前号に該当する場合を除く。）」

(4) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合（第1号に該当する場合を除く。）

」と、第33条第1項中「に該当する事実が生じた場合においては」とあるのは「若しくは第3号に該当する事実が生じた場合においては」と、「特定扶養親族たる子でない者が特定扶養親族たる子」とあるのは「特定扶養親族でない者が特定扶養親族」と、「又は扶養親族たる子でない者が特定扶養親族たる子」とあるのは「又は第30条第2項第2号、第3号若しくは第5号に該当する扶養親族でない者が特定扶養親族」と、「扶養親族たる配偶者、父母等がある場合又は職員に同項第1号」とあるのは「扶養親族たる配偶者若しくは扶養親族たる父母等（配偶者のない職員の扶養親族たる父母等に限る。）がある場合又は職員に同項第1号若しくは第3号」と、「ときは」とあるのは「ときは、扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員で扶養親族たる配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除き」と、第31条中「は、扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「は、扶養親族たる配偶者若しくは扶養親族たる父母等（配偶者のない職員の扶養親族たる父母等に限る。）」と、「者がある」とあるのは「者がある場合又は第32条に該当する事実が生じた」と、「改定する」とあるのは「改定する。ただし、扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員で扶養親族たる配偶者があったものについて第1項第3号に掲げる事実が生じた場合において、その届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後においてなされたときの当該扶養親族たる子又は扶養親族たる父母に係る扶養手当の支給額の改定は、その届出を受理した日の属する月の翌月から行う」とする。

4 平成32年4月1日から平成33年3月31日までの間は、改正後の条例第31条から第33条の規定の適用については、同条中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「第30条第2項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）」と、「前条第2項第2号」とあるのは「同条同項第2号」とする。

附 則（平30.12.18 条例6）

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成30年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正前の職員の給与に関する条例の規定に基づいて適用日からこの条例の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払いとみなす。

(施行の細目)

- 4 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に伴う清算その他必要な事項は、管理者が定める。

附 則（平31. 3. 18 条例1）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令元. 12. 19 条例3）

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成31年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正前の職員の給与に関する条例の規定に基づいて適用日からこの条例の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払いとみなす。

(施行の細目)

- 4 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に伴う清算その他必要な事項は、管理者が定める。

附 則（令2. 3. 24 条例1）

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令4. 12. 13 条例6）

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和4年4月1日から適用する。
（給与の内払）
- 3 改正前の職員の給与に関する条例の規定に基づいて適用日からこの条例の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。
（施行の細目）
- 4 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に伴う清算その他必要な事項は、管理者が定める。

附 則（令5. 3. 29 条例8）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
（暫定再任用職員の給料月額等）
- 2 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）（短時間勤務の職（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職をいう。）を占める暫定再任用職員（以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。）を除く。以下この項及び次項において同じ。）の給料月額は、当該暫定再任用職員が同条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）であるものとした場合に適用される給与に関する条例第21条第1項に規定する給料表の規定による基準給料月額のうち、同条例第22条第1項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。
- 3 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用職員及び同法第17条の規定による短時間勤務をしている暫定再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、当該暫定再任用職員の1週間当たりの勤務時間を管理者が定める常勤の職員の1週間当たりの勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

- 4 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される給与に関する条例第21条第1項に規定する給料表の規定による基準給料月額のうち、同条例第22条第1項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、当該暫定再任用短時間勤務職員の1週間当たりの勤務時間を管理者が定める常勤の職員の1週間当たりの勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。
- 5 改正後の給与に関する条例（以下「令和5年新条例」という。）第22条第2項から第9項まで、第30条から第32条まで及び第34条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

別表

給 料 表

職務の級 号給	1級 給料月額	2級 給料月額	3級 給料月額	4級 給料月額	5級 給料月額	6級 給料月額
1	138,900	172,200	228,200	270,000	345,200	378,200
2	139,400	173,900	229,900	271,800	347,600	380,700
3	139,900	175,700	231,700	273,600	349,900	383,200
4	140,400	177,500	233,400	275,400	352,200	385,700
5	140,900	179,100	235,100	277,000	354,400	388,300
6	141,400	181,100	236,800	278,800	356,700	390,900
7	141,900	183,100	238,600	280,600	359,000	393,500
8	142,400	185,100	240,300	282,400	361,400	396,000
9	142,900	186,900	242,000	284,100	363,700	398,500
10	143,400	188,900	243,700	286,000	366,000	401,000
11	143,900	190,900	245,500	288,000	368,400	403,500
12	144,400	192,900	247,200	290,000	370,700	406,000
13	144,900	194,700	248,900	291,800	373,000	408,300
14	145,800	196,700	250,600	293,700	375,400	410,400
15	146,700	198,700	252,400	295,700	377,700	412,500
16	147,600	200,700	254,200	297,700	380,000	414,700
17	148,400	202,500	255,800	299,500	382,300	416,700
18	149,300	204,500	257,500	301,500	384,500	418,500
19	150,200	206,500	259,300	303,500	386,700	420,300
20	151,100	208,500	261,100	305,500	388,900	422,000
21	152,000	210,300	262,700	307,400	391,200	423,700
22	153,100	212,300	264,500	309,500	393,100	425,300
23	154,200	214,300	266,300	311,500	395,000	426,900
24	155,000	216,300	268,100	313,500	397,000	428,500
25	156,000	218,100	269,700	315,400	398,600	430,100
26	157,000	220,100	271,500	317,500	400,100	431,500
27	158,100	222,100	273,300	319,500	401,600	432,900
28	159,000	224,100	275,100	321,500	403,200	434,300
29	160,100	226,000	276,700	323,400	404,700	435,700
30	161,600	228,000	278,500	325,500	406,300	436,600
31	163,100	230,000	280,300	327,500	407,800	437,500
32	164,700	232,000	282,100	329,500	409,200	438,400
33	166,100	233,900	283,800	331,500	410,600	439,400
34	167,600	236,200	285,600	333,500	411,800	440,300
35	169,100	238,700	287,400	335,600	413,000	441,200
36	170,600	240,300	289,200	337,600	414,300	442,100
37	172,200	241,900	290,900	339,600	415,500	443,000
38	173,900	243,800	292,700	341,500	416,600	
39	175,600	245,500	294,500	343,300	417,600	
40	177,300	247,300	296,300	345,100	418,600	
41	178,900	248,900	298,000	346,800	419,700	
42	180,700	250,600	300,100	347,900	420,100	
43	182,500	252,300	302,200	349,000	420,600	
44	184,300	254,100	304,200	350,200	421,100	
45	186,900	255,700	306,100	351,300	421,400	
46	188,500	257,400	308,200	352,300		
47	189,900	259,100	310,500	353,300		
48	191,400	261,000	312,600	354,400		
49	193,000	262,500	314,600	355,400		
50	194,500	264,200	316,700	356,400		
51	196,000	265,900	318,800	357,400		
52	197,500	267,700	320,800	358,400		
53	199,000	269,300	322,800	359,500		
54	200,500	271,000	324,900	360,500		
55	202,000	272,700	326,900	361,500		
56	203,500	274,500	328,900	362,500		
57	205,000	276,100	330,900	363,600		
58	206,500	277,800	332,800	364,600		
59	208,000	279,500	334,700	365,600		
60	209,500	281,300	336,700	366,600		

61	211,000	282,900	338,600	367,600		
62	212,300	284,600	340,100	368,600		
63	213,600	286,300	341,600	369,600		
64	214,900	288,100	343,100	370,700		
65	216,100	289,700	344,400	371,500		
66	217,300	291,400	345,400	372,400		
67	218,500	293,200	346,400	373,300		
68	219,800	294,900	347,400	374,200		
69	221,000	296,500	348,300	375,100		
70	222,000	298,200	348,600	375,600		
71	223,000	299,900	348,900	376,100		
72	224,000	301,600	349,100	376,700		
73	225,000	303,200	349,300	377,200		
74	225,800	304,900	349,600	377,500		
75	226,600	306,600	349,900	377,800		
76	227,500	308,300	350,100	378,100		
77	228,300	309,900	350,300	378,300		
78	228,900			378,600		
79	229,500			378,900		
80	230,100			379,200		
81	230,400			379,400		
82	230,900					
83	231,400					
84	231,900					
85	232,300					
86	232,800					
87	233,400					
88	233,800					
89	234,100					
90	234,400					
91	234,700					
92	234,900					
93	235,100					
94	235,400					
95	235,700					
96	235,900					
97	236,100					
98	236,400					
99	236,700					
100	236,900					
101	237,100					

備考 定年前再任用短時間勤務職員の基準給料月額及び一般任期付職員の給料月額は、この表の規定にかかわらず、次の表に掲げる額とする。

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
給料月額	168,300	224,300	245,200	265,600	294,700	321,500